

官報

号外 昭和二十六年六月一日

第十回参議院會議録第五十号

昭和二十六年五月三十一日(木曜日)午
前十一時十六分開議

議事日程 第四十九号

昭和二十六年五月三十一日
午前十時開議

第一 退職金並びに退職積立金に
対する課税減免に関する決議案
(吉田法晴君外十二名発議)(委
員会審査省略要求事件)

第二 弁護士法の一部を改正する
法律案(衆議院提出)
(委員長報告)

第三 民事調停法案(衆議院提出)
(委員長報告)

第四 商法の一部を改正する法律
の一部を改正する法律案(衆議
院提出)
(委員長報告)

第五 商法の一部を改正する法律
施行法案(内閣提出、衆議院送
付)
(委員長報告)

第六 非訟事件手続法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議
院送付)
(委員長報告)

第七 有限会社法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送
付)
(委員長報告)

第八 商法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係法律の整理等
に関する法律案(内閣提出、衆
議院送付)
(委員長報告)

第九 保険業法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院回付)
(委員長報告)

第一〇 船主相互保険組合法の一
部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院回付)
(委員長報告)

第一一 生活保護法の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院
送付)
(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗
読を省略いたします。

昨三十日可決した左の本院提出案は、
即日これを衆議院に送付した。
土地收用法案
土地收用法施行法案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。
港灣法の一部を改正する法律案
森林法案
森林法施行法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。
身体障害者福祉法の一部を改正する
法律案
有価証券の処分調整等に関する法
律の廃止に関する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

漁港法第十七條第二項の規定によ
り、漁港整備計画について承認を求
めるの件
同日議長は、予備審査のための左の衆
議院送付案を厚生委員会に付託した。
理容師法の一部を改正する法律案
(高橋等君外十一名提出)

同日衆議院議長から左の法律の公布を
奏上した旨の通知書を受領した。
港灣法の一部を改正する法律
森林法案
森林法施行法
身体障害者福祉法の一部を改正する
法律

有価証券の処分の調整等に関する法
律の廃止に関する法律
同日衆議院議長から、国会において承
認することを議決した左の件を内閣に
送付した旨の通知書を受領した。

漁港法第十七條第二項の規定によ

り、漁港整備計画について承認を求
めるの件
同日議長において採択することを議決
した新恩給法制定に関する諸願外三百
六十九件の諸願および町村吏員の恩給
改善に関する陳情外九十二件の陳情は
各々意見書を附し、即日これを内閣に
送付した。
同日議長から大蔵大臣、農林大臣、通
商産業大臣及び経済安定本部総務長官
宛左の決議を送付した。
国土緑化推進に関する決議
同日議長において、左の常任委員の辞
任を許可した。
内閣委員 カニエ邦彦君
地方行政委員 中田 吉雄君
大蔵委員 吉田 法晴君
労働委員 片岡 文重君
同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。
内閣委員 吉田 法晴君
地方行政委員 片岡 文重君
大蔵委員 カニエ邦彦君
労働委員 中田 吉雄君
同日議長は、両院法規委員会委員鈴木
木安孝君及び小林英三君の辞任による
補欠として小杉繁安君及び薄淵春次君
を委員に選挙した旨本院事務総長から
衆議院事務総長宛に通知した。
同日委員長から左の報告書を提出し
た。
弁護士法の一部を改正する法律案修
正議決報告書

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

民事調停法案可決報告書

商法の一部を改正する法律施行法案
可決報告書

商法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係法律の整理等に関する法律
案可決報告書

商法の一部を改正する法律の一部を
改正する法律案可決報告書

非訟事件手続法の一部を改正する法
律案可決報告書

有限会社法の一部を改正する法律案
可決報告書

生活保護法の一部を改正する法律案
可決報告書

○議長(佐藤尚武君) これより本日の
會議を閉じます。

この際お語りして決定いたしましたこ
とがございませぬ。本日、若木勝蔵君か
ら、理由を附して、教育公務員特例法
の一部を改正する法律案両院協議会協
議委員を辞任したい旨の申出がご
ざいました。これを許可することに御
異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。よつて許可することに決定い
たしました。

○議長(佐藤尚武君) つきましては、
この際、日程に追加して、両院協議会
協議委員の補欠選挙を行いたいと存じ
ますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○中村正雄君 只今の両院協議会協議委員の補欠選挙は、成規の手続を省略いたしましたして、議長において指名せられんこと動議を提出いたします。

○矢嶋三義君 私は只今の中村君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 中村君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会協議委員に高田なほ子君を指名いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、電波監理委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

一昨二十九日、内閣総理大臣から、電波監理委員会設置法第六條第一項の規定により、上村伸一君を電波監理委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。本件に關し、議長は、あらかじめこれを議院運営委員会に諮りましたところ、同委員会においては同意しない旨の決定がございました。これより本件の採決を

いたします。本件に關し同意を與へることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者少数〕

○議長(佐藤尚武君) 少数と認めます。よつて本件は同意を與へないことに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、日本放送協会経営委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。一昨二十九日、内閣総理大臣から、放送法第十六條第一項の規定により、大原總一郎君、宇野親美君、西彦太郎君を日本放送協会経営委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。本件に關し同意を與へることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て大原總一郎君、宇野親美君、西彦太郎君を日本放送協会経営委員会委員に任命することについて同意を與へることに決定いたしました。

本決議案につきましては吉田法晴君外十二名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。吉田法晴君。

退職金並びに退職積立金に対する課税減免に関する決議案
右の議案を發議する。
昭和二十六年五月二十九日
發議者

- 吉田 法晴 杉山 昌作
- 清澤 俊英 森 入三
- 佐多 忠隆 山崎 恒
- 木内 四郎 小林 政夫
- 油井賢太郎 大矢半次郎
- 木村啓八郎 小串 清一

要知 揆一
参議院議長佐藤尚武殿

退職金並びに退職積立金に対する課税減免に関する決議
現在退職金と退職積立金とは、低賃金と不安定な雇傭関係とに悩む勤労大衆にとつては、激浪の中の唯一つの救いの舟に等しい重要な意義を持つてゐる。それは単に企業内での労働政策としてのみならず、勤労大衆の生活の支えとなる社会政策の問題でもある。しかるに現在では、退職金は給与所得に上積みされて課税されるために、高率の所得税が課せられ、退職者の生活の前途に、非常

な圧迫を及ぼしてゐる。又退職積立金として留保される部分に対して法人税が課せられることは勤労者の生活を擁護せんとする目的に反し、ために勤労者の勤労意欲を阻害するのみならず、企業の負担を一層重くする。故に政府は速やかに退職金並びに退職積立金の特殊性に鑑み、社会政策的の見地から、これ等に対する課税減免の措置を講ずべきである。

〔吉田法晴君登壇、拍手〕

○吉田法晴君 只今議題となりました退職金並びに退職積立金に対する課税減免に関する決議案について簡単に提案理由の説明を申し上げます。

先ず決議案文を朗讀いたします。
退職金並びに退職積立金に対する課税減免に関する決議
現在退職金と退職積立金とは、低賃金と不安定な雇傭関係とに悩む勤労大衆にとつては、激浪の中の唯一つの救いの舟に等しい重要な意義を持つてゐる。それは単に企業内での労働政策としてのみならず、勤労大衆の生活の支えとなる社会政策の問題でもある。しかるに現在では、退職金は給与所得に上積みされて課税されるために、高率の所得税が課せられ、退職者の生活の前途に、非常な圧迫を及ぼしてゐる。又退職積立金として留保される部分に対して法人税が課せられることは勤労者の生活を擁護せんとする目的に反し、た

に勤労者の勤労意欲を阻害するのみならず、企業の負担を一層重くする。故に政府は速やかに退職金並びに退職積立金の特殊性に鑑み、社会政策的の見地から、これ等に対する課税減免の措置を講ずべきである。

右決議する。

退職金の本来の性質につきましては、或いは慰労金と見らるもの等、いろいろ議論がございしますが、これを支給せられる退職勤労者にとつては、退職後の生活費に充當する金銭であることに間違いはありません。然るにこの退職金制度も、又これに代るべき社会保障制度も、我が国においては未だ全国全産業に確立せられず、長い年月に亘つて労働力を消耗喪失した老年の労働者、勤労者は、生活の保障なくして困難な今日の生活環境に放り出されてゐるのであります。たゞ、不十分な退職金又はこれに代るべき金銭を支給せられ、それがその後の生活を保障するに不十分な額でありましようとも、給与所得としてこれに課税せられ、その大半が徴收せられ去る実情にあることは、周知の事実であります。然るに健康保険による保険給付は課税せられませんが、厚生年金により保険給付として支給を受ける金銭も、租税その他の公課は原則として課せられないのであります。退職金がその本質においては老後の生活の資となる社会保障制度的な

金銭給與であらうとも、その支給者がただ私人或いは私法人であるが故に課税の対象とせられてゐるのであります。従つて退職金が、社会保障制度不完全な現在、社会保障制度に代つてゐるその本質的役割を考へるならば、当然免税とすることに国家も協力すべきであります。然るに現行税法においては、退職金に対しては給與所得の上積みとして高率課税がなされるのみならず、その計算方法が複雑なため、單に勞使間に無用の摩擦を招き、勤勞者の將來の希望と今日の安定を失はしめるのみならず、退職者の生活を圧迫し、社会不安を誘発する虞れがあります。又退職積立金については、これが積立をなす場合において益金として三五多の法人税が課せられるほか、同族会社に対しては更に五多の積立金課税がなされることになつてゐるため、社会政策的見地より見て必要とせられる最少限度の退職積立金の積立をも困難ならしめてゐる実情であります。

以上の通り退職金が一般給與所得と異なる特殊性に鑑みまして、国家的、総合的の社会政策の見地より、これを給與所得と切り離した別個の取扱をなし、退職金及び退職積立金に対する免税又は租税負担の軽減を図るよう、政府において速かに措置を講ずることを強く要望する次第であります。何とぞ満場一致本案に御賛成あらんことを熱望する次第でございます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第二、弁護士法の一部を改正する法律案、日程第三、民事調停法案、日程第四、商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、(いずれも衆議院提出)、日程第五、商法の一部を改正する法律施行法案、日程第六、非訟事件手続法の一部を改正する法律案、日程第七、有限会社法の一部を改正する法律案、日程第八、商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上七案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員会理事宮城タマヨ君。

審査報告書

弁護士法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。

よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年五月三十日

法務委員長 鈴木 安幸

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤 修 齋 武雄
中山 福藏 北村 一男
長谷山行毅 左藤 義詮
岡部 常 鬼山 義齊

第五條の改正規定の次に次のように加える。

第二十三條の次に次の一條を加える。

(報告の請求)

第二十三條の二 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め、その報告を提出することができる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め、その報告を提出することができる。

要領書

一、委員会の決定の理由

現行弁護士法は、弁護士が国会若しくは地方公共団体の議会の議員、その他常時勤務を要しない公務員以外の報酬ある公職を兼ねることを禁止してゐる。本改正案は、弁護士の公職兼職の範囲を拡げて、国家公務員法及び地方公務員法上の若干の特別職を兼ねることができるようになるとともに、他面その在職中は弁護士の職務を行うことができないこととし、なお、弁護士となる資格につき衆参両院の法制局参事を法務府事務官と同様に取扱ふよう改正するものである。

委員会においては、訴訟上におけるその必要性に鑑み弁護士が受任事件について、所属弁護士会を通じて公務所又は公私の団体に對し必要な事項の報告を求め、その報告を提出することができることとし、そのような修正を行つた。

本改正案は以上の如き内容のものであり、必要にして適切なる改正と認める。

二、事件の利害得失

弁護士の積極的な社会的活動を図り、わが内閣行政部門の民主化と官僚制度の打破に多大の貢献をもたらすものと期待せられる。

三、費用

別段の費用を要しない。

ことを禁止してゐる。本改正案は、弁護士の公職兼職の範囲を拡げて、国家公務員法及び地方公務員法上の若干の特別職を兼ねることができるようになるとともに、他面その在職中は弁護士の職務を行うことができないこととし、なお、弁護士となる資格につき衆参両院の法制局参事を法務府事務官と同様に取扱ふよう改正するものである。

委員会においては、訴訟上におけるその必要性に鑑み弁護士が受任事件について、所属弁護士会を通じて公務所又は公私の団体に對し必要な事項の報告を求め、その報告を提出することができることとし、そのような修正を行つた。

本改正案は以上の如き内容のものであり、必要にして適切なる改正と認める。

二、事件の利害得失

弁護士の積極的な社会的活動を図り、わが内閣行政部門の民主化と官僚制度の打破に多大の貢献をもたらすものと期待せられる。

三、費用

別段の費用を要しない。

弁護士法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十六年五月二十三日

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議長 林 謙治

弁護士法の一部を改正する法律案

弁護士法の一部を改正する法律案(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五條第二号中「法務府事務官又は法務府事務官、」に改め、「法務府研究所の教官」の下に、又は衆議院若しくは参議院の法制局参事」を加える。

第三十條第二項を第三項とし、同條第一項を次のように改める。

第三十條 弁護士は、報酬ある公職を兼ねることができない。但し、衆議院若しくは参議院の議長若しくは副議長、内閣総理大臣、國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官、内閣総理大臣秘書官、國務大臣秘書官の職又は国会若しくは地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長その他公選による公職につき、又常時勤務を要しない公務員となり、あるいは官公署より特定の事項について委嘱された職務を行うことは、この限りでない。

2 弁護士は、前項但書の規定により常時勤務を要する公職を兼ねるときは、その職に在る間弁護士の職務を行つてはならない。

第七十二條中「及び正当の業務に附随してする場合」を削る。

第九十一條中「但し、同法に規定する」の下に「弁護士試験は、司法修習生と読み替え、」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

民事調停法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十六年五月十七日

参議院議長 林 護治

参議院議長 佐藤尚武殿

民事調停法案

民事調停法

目次

第一章 通則(第一條—第二十三條)

第二章 特別

第一節 宅地建物調停(第二十四條—第三十條)

第二節 農事調停(第三十一條—第三十二條)

第三節 商事調停(第三十三條—第三十四條)

第四節 債權調停(第三十五條—第三十六條)

第三章 罰則(第三十七條—第三十八條)

附則(第三十九條—第四十條)

第一章 通則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、條理にかなない実情に即した解決を図ることを目的とする。

(調停事件)

第二條 民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立をすることができる。

(管轄)

第三條 調停事件は、特別の定めがある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当

事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。

(移送等)

第四條 裁判所は、その管轄に属しない事件について申立を受けた場合は、これを管轄権のある地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。但し、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送し、又はみずから処理することができる。

2 裁判所は、その管轄に属する事件について申立を受けた場合においても、事件を処理するために適當であると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

(調停の補助)

第八條 調停委員会は、当事者の意見を聞き、適當であると認める者に調停の補助をさせることができる。

(旅費・日当・宿泊料)

第九條 調停委員及び前條の規定により調停の補助をした者には、最高裁判所の定める旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(手数料)

第十條 調停の申立をするには、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、調停を求めらるる事項の価額千円につき二十円をこえない範囲内で、最高裁判所が定める。

3 調停を求めらるる事項の価額を算定することができるときは、その価額は、三万一千円とみなす。

(利害関係人の参加)

第十一條 調停の結果について利害関係を有する者は、調停委員会の許可を受けて、調停手続に参加することができる。

2 調停委員会は、相当であると認めるときは、調停の結果について利害関係を有する者を調停手続に参加させることができる。

(調停前の措置)

第十二條 調停委員会は、調停のために特に必要があると認めるときは、当事者の申立により、調停前

一 地方裁判所が毎年もつて選任する者

二 当事者が合意で定める者

3 調停主任は、事件を処理するために必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を調停委員に指定することができる。

(調停の補助)

第八條 調停委員会は、当事者の意見を聞き、適當であると認める者に調停の補助をさせることができる。

(旅費・日当・宿泊料)

第九條 調停委員及び前條の規定により調停の補助をした者には、最高裁判所の定める旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(手数料)

第十條 調停の申立をするには、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、調停を求めらるる事項の価額千円につき二十円をこえない範囲内で、最高裁判所が定める。

3 調停を求めらるる事項の価額を算定することができるときは、その価額は、三万一千円とみなす。

(利害関係人の参加)

第十一條 調停の結果について利害関係を有する者は、調停委員会の許可を受けて、調停手続に参加することができる。

2 調停委員会は、相当であると認めるときは、調停の結果について利害関係を有する者を調停手続に参加させることができる。

(調停前の措置)

第十二條 調停委員会は、調停のために特に必要があると認めるときは、当事者の申立により、調停前

の措置として、相手方その他の事件の関係人に対して、現状の変更、物の処分等を禁止し、その他必要な事項を命ずることができる。

(調停をしない場合)

第十三條 調停委員会は、事件が性質上調停するのに適當でないとき、又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申立をしたと認めるときは、調停をしないものとして、事件を終了させることができる。

(調停の不成立)

第十四條 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した場合が相当でないとき、認めるときは、裁判所が第十七條の決定をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。

(裁判官の調停への進用)

第十五條 第八條、第九條及び第十條から前條までの規定は、裁判官だけで調停を行う場合に準用する。

(調停の成立・効力)

第十六條 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものと同一の効力を有する。

(調停に代る決定)

第十七條 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認めるときは、調停委員の意見を聞き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方

の申立の趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。この決定においては、金銭の支拂、物の引渡その他の財産上の給付を命ずることができる。

(異議の申立)

第十八條 前條の決定に対しては、当事者又は利害関係人は、異議の申立をすることができる。その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から二週間とする。

2 前項の期間内に異議の申立があつたときは、同項の決定は、その効力を失ふ。

3 第一項の期間内に異議の申立がないときは、同項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(調停不成立等の場合の訴の提起)

第十九條 第十四條(第十五條)において準用する場合を含む。の規定により事件が終了し、又は前條第二項の規定により決定が効力を失つた場合において、申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求について訴を提起したときは、調停の申立の時に、その訴の提起があつたものとみなす。

(受訴裁判所の調停)

第二十條 受訴裁判所は、適當であると認めるときは、職権で、事件を調停に付した上、管轄裁判所に処理させ又はみずから処理することができる。但し、事件について争点及び証拠の整理が完了した後においては、当事者の合意がない場合には、この限りでない。

2 前項の規定により事件を調停に

付した場合において、調停が成立し又は第十七條の決定が確定したときは、訴の取下があつたものとみなす。

3 第一項の規定により受訴裁判所がみずから調停により事件を処理する場合に、調停主任は、第七條第一項の規定にかかわらず、受訴裁判所がその裁判官の中から指定する。

(即時抗告)

第二十一條 調停手続における裁判に對しては、最高裁判所の定めるところにより、即時抗告をすることができ、その期間は、二週間とする。

(非訟事件手続法の準用)

第二十二條 特別の定めがある場合を除いて、調停に關しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法明治三十一年法律第十四號)第一編の規定を準用する。但し、同法第十五條の規定は、この限りでない。

(この法律に定めない事項)

第二十三條 この法律に定めものの外、調停に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

第二章 特則

第一節 宅地建物調停

(宅地建物調停事件・管轄)

第二十四條 宅地又は建物の賃借その他の利用關係の紛争に關する調停事件は、紛争の目的である宅地若しくは建物の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

第二節 農事調停

(農事調停事件)

第二十五條 農地又は農業経営に附随する土地、建物その他の農業用資産(以下「農地等」といふ)の賃借その他の利用關係の紛争に關する調停事件については、前章に定めるものの外、この節の定めるところによる。

(管轄)

第二十六條 前條の調停事件は、紛争の目的である農地等の所在地を管轄する地方裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(小作官等の意見陳述)

第二十七條 小作官又は小作主事は、期日に出席し又は期日外において、調停委員会に對して意見を述べることができ、

(小作官等の意見聴取)

第二十八條 調停委員会は、調停をしようとするときは、小作官又は小作主事の意見を聞かなければならない。

(裁判官の調停への準用)

第二十九條 前二條の規定は、裁判官だけで調停を行う場合に準用する。

(移送等への準用)

第三十條 第二十八條の規定は、裁判所が、第四條第一項但書若しくは第二項の規定により事件を移送し若しくはみずから処理しようとし、又は第十七條の決定をしようとする場合に準用する。

第三節 商事調停

(商事調停事件・調停委員会の定める調停條項)

第三十一條 商事の紛争に關する調停事件については、調停委員会は、当事者間に合意が成立した見込がない場合又は成立した合意が相当でない場合においては、

2 前項の調停條項を調書に記載したときは、調停が成立したものとみなし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

第四節 鈺書調停

(鈺書調停事件・管轄)

第三十二條 鈺業法(昭和二十五年法律第二百八十九號)に定める鈺書の賠償の紛争に關する調停事件は、損害の発生地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(農事調停等に關する規定の準用)

第三十三條 第二十七條から第三十一條までの規定は、前條の調停事件に準用する。この場合において、第二十七條及び第二十八條中「小作官又は小作主事」とあるのは「通商産業局長」と読み替へるものとする。

第三章 罰則

(不出頭に対する制裁)

第三十四條 裁判所又は調停委員会の呼出を受けた事件の關係人が正当な事由がなく出頭しないときは、裁判所は、三千円以下の過料に処する。

(措置違反に対する制裁)

第三十五條 当事者又は参加人が正当な事由がなく第十二條(第十五條)において準用する場合を含む。)の規定による措置に従わないときは、裁判所は、五千円以下の過料に処する。

(過料の裁判)

第三十六條 前二條の過料の裁判は、裁判官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 過料の裁判の執行は、民事訴訟に關する法令の規定に従つてする。但し、執行前に裁判の送達をすることを要しない。

3 非訟事件手続法第二百七條及び第二百八條ノ二中檢察官に關する規定は、第一項の過料の裁判には適用しない。

(評議の秘密を漏らす罪)

第三十七條 調停委員又は調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は調停主任若しくは調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、五千円以下の罰金に処する。

(人の秘密を漏らす罪)

第三十八條 調停委員又は調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六箇月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。

(借地借家調停法等の廃止)

第二條 借地借家調停法(大正十一年法律第四十一號)、小作調停法(大正十三年法律第十八號)、商事

調停法(大正十五年法律第四十二號)及び金銭債務臨時調停法(昭和七年法律第二十六號)は、廢止する。

(農地調整法等の改正)

第三條 農地調整法(昭和十三年法律第六十七號)の一部を次のように改正する。

第九條第三項但書中「小作調停法ニ依ル調停」を「民事調停法(昭和二十六年法律第 号)ニ依ル農事調停」に改める。

第十條から第十四條までを次のように改め、第十四條ノ二第二項を削る。

第十條乃至第十四條 削除

第四條 戰時民事特別法(昭和二十一年法律第四十六號)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十四條乃至第十九條並ニ」を削る。

第五條 鈺業法の一部を次のように改正する。

目次中「和解の仲介及び調停」を「和解の仲介」に、「第九十一條」

「第九十五條」を「第九十一條」

「第九十四條」に改める。

「第三節 和解の仲介及び調停」を「第三節 和解の仲介」に改める。

「第九十六條」を「第九十四條」に改める。

「第九十五條」を「第九十一條」に改める。

「第九十四條」を「第九十一條」に改める。

「第九十五條」を「第九十一條」に改める。

「第九十四條」を「第九十一條」に改める。

「第九十五條」を「第九十一條」に改める。

「第九十四條」を「第九十一條」に改める。

「第九十五條」を「第九十一條」に改める。

「第九十四條」を「第九十一條」に改める。

「第九十五條」を「第九十一條」に改める。

「第九十四條」を「第九十一條」に改める。

「第九十五條」を「第九十一條」に改める。

「第九十四條」を「第九十一條」に改める。

「第九十五條」を「第九十一條」に改める。

第二條第二項中「借地借家調停法を」と「民事調停法（昭和二十六年法律第 号）」に改める。

第七條 農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第六條中「金銭債務臨時調停法」を「民事調停法（昭和二十六年法律第 号）」に改める。

第八條 臨時農村負債処理法（昭和十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第五條中「金銭債務臨時調停法」を「民事調停法（昭和二十六年法律第 号）」に改める。

第六條中「金銭債務臨時調停法」を「民事調停法」に改める。

第九條 樺太都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三條中「借地借家調停法第四條ノ二及び第五條」を「民事調停法（昭和二十六年法律第 号）第二十條」に改める。

第十條 農業委員会法（昭和二十六年法律 号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「小作調停法（大正十三年法律第十八号）」を削る。

第十一條 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三條に次の一項を加える。
家庭裁判所は、当事者の申立があるときは、前項後段の規定

にかかわらず、調停委員会を調停を行わなければならない。

第十九條に次の一項を加える。
前項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し又は第二十三條若しくは第二十四條第一項の規定による審判が確定したときは、訴の取下があつたものとみなす。

第二十七條中「五百円」を「三千円」に改める。

第二十八條を第三十條とし、同條第一項中「千円」を「五千円」に改め、第二十九條を第三十一條とし、同條中「三千円」を「一万円」に改め、第二十七條の次に次の二條を加える。

第二十八條 調停委員会又は家庭裁判所により調停前の措置として必要な事項を命ぜられた当事者又は参加人が正当な事由がなくその措置に従わないときは、家庭裁判所は、これを五千円以下の過料に処する。

第二十九條 前二條の過料の審判は、家事審判官の命令でこれを執行する。この命令は、執行力のある債権名義と同一の効力を有する。

過料の審判の執行は、民事訴訟に関する法令の規定に従つてこれをする。但し、執行前に審判の送達をすることを要しない。

非訟事件手続法第二百七條及び第二百八條ノ二中檢察官に関する規定は、第一項の過料の審判にはこれを適用しない。

第十二條 民事訴訟用印紙法（明治二十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第四條の次に次の一條を加える。
第四條ノ二 民事調停法（昭和二十六年法律第 号）第十九條又ハ家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）第二十六條第二項ノ訴ノ訴状ニ付テハ調停ノ申立ノ手数料ト同額ノ印紙ハ之ヲ貼用シタルモノト看做ス（従前の調停事件）

第十三條 この法律施行前に裁判所が受理した調停事件については、なお従前の例による。

第十四條 この法律施行前に従前の法律の規定によつてした調停委員となるべき者の選任は、この法律の適用については、同法の規定によつてした選任とみなす。

第十五條 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

小作調停法又は金銭債務臨時調停法による調停委員又は調停委員であつた者のこの法律施行後の行為に対する罰則の適用については、前項と同様とする。但し、従前の規定中「千円」とあるのは「五千円」とする。

二十三法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第四條の次に次の一條を加える。
第四條ノ二 民事調停法（昭和二十六年法律第 号）第十九條又ハ家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）第二十六條第二項ノ訴ノ訴状ニ付テハ調停ノ申立ノ手数料ト同額ノ印紙ハ之ヲ貼用シタルモノト看做ス（従前の調停事件）

第十三條 この法律施行前に裁判所が受理した調停事件については、なお従前の例による。

第十四條 この法律施行前に従前の法律の規定によつてした調停委員となるべき者の選任は、この法律の適用については、同法の規定によつてした選任とみなす。

第十五條 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

小作調停法又は金銭債務臨時調停法による調停委員又は調停委員であつた者のこの法律施行後の行為に対する罰則の適用については、前項と同様とする。但し、従前の規定中「千円」とあるのは「五千円」とする。

第三 此の法律施行後の行為に対して従前の過料に関する規定を適用する場合には、その規定中「五十円」とあるのは「三千円」とし、「五百円」とあるのは「五千円」とする。但し、従前の家事審判法の規定中「五百円」とあるのは、「三千円」とする。

4 この法律施行後に従前の例によるべき場合であつても、過料の裁判又は審判及びその執行については、第三十六條又はこの法律による改正後の家事審判法第二十九條の規定を適用する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

高法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十六年五月二十三日
参議院議長 林 譲治
参議院議長 佐藤尚武殿

高法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五十九條の改正規定を次のように改める。
第五十九條 株主、債権者其ノ他ノ利害關係人ガ前條第一項ノ請求ヲ為シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相當ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得

3 この法律施行後の行為に対して従前の過料に関する規定を適用する場合には、その規定中「五十円」とあるのは「三千円」とし、「五百円」とあるのは「五千円」とする。但し、従前の家事審判法の規定中「五百円」とあるのは、「三千円」とする。

4 この法律施行後に従前の例によるべき場合であつても、過料の裁判又は審判及びその執行については、第三十六條又はこの法律による改正後の家事審判法第二十九條の規定を適用する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

高法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十六年五月二十三日
参議院議長 林 譲治
参議院議長 佐藤尚武殿

高法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五十九條の改正規定を次のように改める。
第五十九條 株主、債権者其ノ他ノ利害關係人ガ前條第一項ノ請求ヲ為シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相當ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得

求ニ依リ相當ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得

会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ前條第一項ノ請求ガ惡意ニ出デタルモノナルコトヲ疎明スルコトヲ要ス

第六六條の改正規定を次のように改める。

第六六條 債権者ガ前條第一項ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相當ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得

会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ前條第一項ノ請求ガ惡意ニ出デタルモノナルコトヲ疎明スルコトヲ要ス

第六六條の改正規定を次のように改める。
第六六條 債権者ガ前條第一項ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相當ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得

求ニ依リ相當ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得

会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ前條第一項ノ請求ガ惡意ニ出デタルモノナルコトヲ疎明スルコトヲ要ス

第六六條の改正規定を次のように改める。

第六六條 債権者ガ前條第一項ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相當ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得

会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ前條第一項ノ請求ガ惡意ニ出デタルモノナルコトヲ疎明スルコトヲ要ス

第六六條の改正規定を次のように改める。

第六六條 債権者ガ前條第一項ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相當ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得

会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ前條第一項ノ請求ガ惡意ニ出デタルモノナルコトヲ疎明スルコトヲ要ス

第六六條の改正規定を次のように改める。

第六六條 債権者ガ前條第一項ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相當ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得

会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ前條第一項ノ請求ガ惡意ニ出デタルモノナルコトヲ疎明スルコトヲ要ス

第六六條の改正規定を次のように改める。

第六六條 債権者ガ前條第一項ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相當ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得

会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ前條第一項ノ請求ガ惡意ニ出デタルモノナルコトヲ疎明スルコトヲ要ス

キハ裁判所ハ被告ノ請求ニ依リ相
当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズル
コトヲ得

第百六條第二項ノ規定ハ前項ノ請
求ニ之ヲ準用ス

第二百八十條ノ十六の改正規定中
「及第三百十七條」を「第三百十七
條及第三百四十九條」に改める。

第三百八十條の改正規定を次のよ
うに改める。

第三百八十條第一項中「資本減少
ノ登記を」資本減少ニ因ル変更ノ登
記」に改め、同條第二項中「監査
役」及び同條第三項中「第七條」
を削る。

第四百十六條第一項の改正規定を
次のように改める。

第四百十六條第一項中「及第五百
條乃至第五百十一條」を「第五百條、
第五百六條及第五百八條乃至第五百十
條」に改める。

第四百三十條第二項の改正規定中
「第二百四十七條」を「第二百四十
七條、第二百四十九條」に改め
る。

第四百八十四條の改正規定中「第
五十八條第二項」を「第五十八條第二
項及第五十九條」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年七月一
日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

商法の一部を改正する法律施行法
案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十六年五月二十三日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

（小字及び一は衆議院修正）

商法の一部を改正する法律施行法
案

商法の一部を改正する法律施行法
法

（定義）

第一條 この法律で、「新法」とは、
商法の一部を改正する法律（昭和
二十五年法律第六十七号）によ
る改正後の商法をい、旧法」と
は、従前の商法及び商法の一部を
改正する法律附則第二項の規定を
いう。

（原則）

第二條 新法は、特別の定がある場
合を除いては、新法施行前に生じ
た事項にも適用する。但し、旧法
によつて生じた効力を妨げな
い。

（新法にてい、触する定款の定及び

2 新法にてい、触する定款の定及び
契約の條項は、新法施行の日か
ら、その効力を失う。

（解散命令）

第三條 新法施行前に、裁判所が請
求を受け、又は着手した旧法第五
十八條に定める事件及びその事件
に關連する同條に定める事件につ
いては、新法施行後も、なお旧
法を適用する。その事件について

請求を却下された者の責任につい
ても、同様とする。

（訴の提起等）
第四條 解散命令の請求又は訴の提
起について供すべき担保に關する
旧法の規定は、新法施行前に供し
た担保に關してのみ適用する。

（株式会社の設立）

第五條 新法施行前に、発起人が株
式の總數を引き受け、又は株主の
募集に着手した場合には、その設
立については、新法施行後も、な
お旧法を適用する。但し、新法施
行後に設立の登記をするときは、
その登記事項については、この限
りでない。

（株式会社の定款）

第六條 新法施行前に成立した株式
会社については、新法施行前に発
行した株式の總數、新法施行後に
旧法によつて成立する株式会社に
ついては、設立に際して発行する
株式の數が、会社が発行する株式
の總數として、定款に定められて
いるものとみなす。

（設立に關する責任の免除及び追

2 旧法第六十八條第一項第二号
の規定によつて定款に定めた事項
は、新法第二百二十二條第二項の
規定によつて定められたものとみな
す。

（株式会社の登記）

第七條 新法施行前に成立した株式
会社は、新法施行の日から六月内
に、新法によつて新たに登記すべ
きものとなつた事項を登記しなけ
ればならない。

（額面株式の金額、株式の併合）

第十條 新法施行後に旧法によつて
成立する株式会社の発行する額面
株式の金額については、旧法第二
百二條第二項の規定を適用する。

（監査役による臨時總會の招集）

第十五條 新法施行前に、監査役が
臨時總會を招集した場合には、そ
の臨時總會については、新法施行
後も、なお旧法第二百三十五條第
二項の規定を適用する。

に同項の登記をしなければならな
い。

3 第一項の登記をするまでに同項
の事項に変更を生じたときは、遅
滞なく、変更前の事項につき同項
の登記をしなければならない。

（発起人の責任）

4 前三項の規定に違反したとき
は、その会社の代表取締役を三万
円以下の過料に処する。

（発起人の責任）

第八條 新法第九十二條第一項の
規定は、会社が新法施行後に旧法
によつて成立した場合にも適用す
る。会社が新法施行前に旧法によ
つて成立した場合に、新法施行後
に株式の申込が取り消されたとき
も、同様とする。

（設立に關する責任の免除及び追

第九條 発起人、取締役又は監査役
の会社の設立に關する責任を、新
法施行後に免除する場合には、そ
の免除については、会社が旧法に
よつて成立したときでも、新法を
適用する。

（額面株式の金額、株式の併合）

2 新法施行後に前項の責任を追及
する訴を提起する場合には、その
訴についても、同項と同様とす
る。

（額面株式の金額、株式の併合）

第十條 新法施行後に旧法によつて
成立する株式会社の発行する額面
株式の金額については、旧法第二
百二條第二項の規定を適用する。

（監査役による臨時總會の招集）

第十五條 新法施行前に、監査役が
臨時總會を招集した場合には、そ
の臨時總會については、新法施行
後も、なお旧法第二百三十五條第
二項の規定を適用する。

できる。この場合には、新法第三
百七十七條から第三百七十九條ま
での規定を準用する。

（記名株式の移転）
第十一條 新法施行前にされた記名
株式の移転については、新法施行
後も、なお旧法を適用する。但
し、新法第二百五條第二項及び第
三項の規定の適用を妨げない。

（株主名簿の記載）

第十二條 旧法によつて成立した株
式会社の株主名簿には、会社が無
額面株式を発行するまでは、株式
が額面株式である旨を記載するこ
とを要しない。

（株主名簿の閉鎖期間及び基準日）

第十三條 新法第二百二十四條ノ二
の規定は、新法施行後最初の定時
總會の終結の翌日から、新法施行
の際に進行している株主名簿の
閉鎖期間がその日以後に終了する
ときは、その期間の終了の翌日か
ら適用する。

（株券の取得）

第十四條 新法施行前に裏書によつ
て株券を取得した場合には、その
取得については、新法施行後も、
なお旧法第二百二十九條第二項の
規定を適用する。但し、新法施行
後にされた裏書によつてその株券
を取得した場合には、その取得に
ついては、新法第二百二十九條の
規定を適用する。

（監査役による臨時總會の招集）

第十五條 新法施行前に、監査役が
臨時總會を招集した場合には、そ
の臨時總會については、新法施行
後も、なお旧法第二百三十五條第
二項の規定を適用する。

（監査役による臨時總會の招集）

第十五條 新法施行前に、監査役が
臨時總會を招集した場合には、そ
の臨時總會については、新法施行
後も、なお旧法第二百三十五條第
二項の規定を適用する。

（監査役による臨時總會の招集）

第十五條 新法施行前に、監査役が
臨時總會を招集した場合には、そ
の臨時總會については、新法施行
後も、なお旧法第二百三十五條第
二項の規定を適用する。

(少数株主の総会招集の請求)

第十六條 新法施行前に、旧法第二百三十七條第一項の規定による総会招集の請求があつた場合には、その請求は、新法第二百三十七條第一項の規定による請求とみなす。

(総会の決議)

第十七條 新法施行後に総会の決議をする場合には、新法施行前に、招集の通知を発し、又は公告をしたときでも、その総会の決議については、新法を適用する。

第十八條 新法第二百四十五條第一項各号に掲げる事項につき決議すべき総会について、新法施行前に、株主に対して招集の通知を発し、又は公告をした場合には、その通知又は公告については、同條第二項の規定を適用しない。

(取締役の選任及び任期)

第十九條 新法第二百四十六條の三及び第二百四十六條の四の規定は、新法施行後最初の定時総会の終結の日から適用する。

第二十條 新法施行の際現在に在任する取締役の任期については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

第二十一條 旧法によつて会社を代表する権限を有する取締役は、新法による会社を代表すべき取締役とみなす。

第二十二條 旧法によつて数人の取締役が共同して会社を代表すべきことを定めた場合には、その定は、新法第二百六十一條第二項の規定による定とみなす。

第二十三條 新法施行の際現在に在任する取締役の任期については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

第二十四條 新法施行前に、旧法第二百七十二条の規定によつて取締役の職務の執行の停止又は職務代行者の選任の請求があつた場合には、新法施行後も、なお同條の規定を適用する。

第二十五條 新法施行の際現在に在任する監査役の任期については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

第二十六條 新法施行前に一時取締役の職務を行ふべき監査役を定めたる場合には、その監査役については、新法施行後も、なお旧法第二百七十六條第一項但書、第二項及び第三項の規定を適用する。

第二十七條 新法施行前に、会社が取締役に対し又は取締役が会社に對して訴を提起した場合には、その訴については、新法施行後も、なお旧法第二百七十七條の規定を適用する。

第二十八條 新法施行前に、監査役が裁判所に対して訴の提起、請求又は申立をした場合には、その訴、請求又は申立については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

第二十九條 新法施行前に、監査役に対する訴及び訴の提起を請求した株主の責任は、新法施行前に、旧法第二百七十九條第一項の規定によつて監査役に対して提起した訴及びその訴の提起を請求した株主の責任について準用する。

第三十條 第二十二條及び第二十四條の規定は、監査役に準用する。

(新株の発行費用)

第三十一條 新法施行後に旧法によつて資本を増加する場合には、株式の発行のために必要な費用の額については、新法第二百八十六條ノ二の規定を適用する。

(額面超過額)

第三十二條 新法施行後に旧法によつて成立し又は資本を増加する株式会社が発行する場合には、その額面をこえる金額については、新法第二百八十八條ノ二の規定を適用する。

(準備金)

第三十三條 旧法第二百八十八條の規定によつて積み立てた準備金は、利益準備金として積み立てたものとみなす。

第三十四條 開業前に利息を配当すべき旨の旧法による定款の定は、新法施行後に発行した株式及び新法施行後に資本増加によつて発行する株式又は新法施行後に旧法によつて成立する株式会社が発立に際して発行する株式について、開業前に利息を配当すべき旨の新法による定款の定とみなす。但し、その定款に、資本増加によつて発行する株式に対しては利息を配当しない旨の定があるときは、その株式については、この限りでない。

第三十五條 新法施行前に旧法によつて配当

(取締役の定がない場合には、旧法第二百八十八條第二項第九号の取締役の登記は、新法第二百八十八條第二項第八号の登記があるまでは、その登記と同一の効力を有する。)

第三十六條 新法施行前に一時取締役の職務を行ふべき監査役を定めたる場合には、その監査役については、新法施行後も、なお旧法第二百七十六條第一項但書、第二項及び第三項の規定を適用する。

(会社と取締役との間の訴について)

第三十七條 新法施行前に、会社が取締役に対し又は取締役が会社に對して訴を提起した場合には、その訴については、新法施行後も、なお旧法第二百七十七條の規定を適用する。

(監査役に対する訴及び訴の提起を請求した株主の責任)

第三十八條 新法施行前に、監査役が裁判所に対して訴の提起、請求又は申立をした場合には、その訴、請求又は申立については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

(監査役に関する準用規定)

第三十九條 第二十二條及び第二十四條の規定は、監査役に準用する。

(新株の発行費用)

第四十條 新法施行後に旧法によつて資本を増加する場合には、株式の発行のために必要な費用の額については、新法第二百八十六條ノ二の規定を適用する。

(額面超過額)

第四十一條 新法施行後に旧法によつて成立し又は資本を増加する株式会社が発行する場合には、その額面をこえる金額については、新法第二百八十八條ノ二の規定を適用する。

(準備金)

第四十二條 旧法第二百八十八條の規定によつて積み立てた準備金は、利益準備金として積み立てたものとみなす。

(建設利息)

第四十三條 開業前に利息を配当すべき旨の旧法による定款の定は、新法施行後に発行した株式及び新法施行後に資本増加によつて発行する株式又は新法施行後に旧法によつて成立する株式会社が発立に際して発行する株式について、開業前に利息を配当すべき旨の新法による定款の定とみなす。但し、その定款に、資本増加によつて発行する株式に対しては利息を配当しない旨の定があるときは、その株式については、この限りでない。

(新法施行前に旧法によつて配当

第四十四條 新法施行前に旧法によつて配当

(取締役の選任及び任期)

第四十五條 新法第二百四十六條の三及び第二百四十六條の四の規定は、新法施行後最初の定時総会の終結の日から適用する。

(取締役の任期)

第四十六條 新法施行の際現在に在任する取締役の任期については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

(代表取締役)

第四十七條 旧法によつて会社を代表する権限を有する取締役は、新法による会社を代表すべき取締役とみなす。

(代表取締役)

第四十八條 旧法によつて数人の取締役が共同して会社を代表すべきことを定めた場合には、その定は、新法第二百六十一條第二項の規定による定とみなす。

(取締役の選任及び任期)

第四十九條 新法第二百四十六條の三及び第二百四十六條の四の規定は、新法施行後最初の定時総会の終結の日から適用する。

(取締役の任期)

第五十條 新法施行の際現在に在任する取締役の任期については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

(代表取締役)

第五十一條 旧法によつて会社を代表する権限を有する取締役は、新法による会社を代表すべき取締役とみなす。

(代表取締役)

第五十二條 旧法によつて数人の取締役が共同して会社を代表すべきことを定めた場合には、その定は、新法第二百六十一條第二項の規定による定とみなす。

(取締役の選任及び任期)

第五十三條 新法第二百四十六條の三及び第二百四十六條の四の規定は、新法施行後最初の定時総会の終結の日から適用する。

した利息の金額は、新法によつて
配当した利息の金額とみなす。

(附屬明細書)

第三十五條 新法第二百九十三條ノ
五の規定は、新法施行後最初に到
来する決算期から適用する。

(總會招集の命令)

第三十六條 新法施行前に、旧法第
二百九十四條第三項の規定によつ
て株主總會招集の命令があつた場
合には、その總會の招集について
は、新法施行後も、なお旧法を適
用する。

(社債の募集)

第三十七條 新法施行前に社債募集
の決議をした場合には、その社債
の募集については、新法施行後
も、なお旧法を適用する。

(社債権者集會の決議)

第三十八條 新法施行前に社債権者集會
の決議をした場合には、新法施行前
に、社債権者集會に準用する。
通知を發し、又は公告をしたときでも、その
決議の要件については、新法を適用する。

(資本増加)

第三十九條 新法施行前に資本増加
の決議をした場合には、その資本
増加については、新法施行後も、
なお旧法を適用する。但し、新法
施行後にする資本増加の登記につ
いては、旧法によるその登記に代
えて、新法による新株発行による
変更の登記をするものとする。

2 前項の場合に、株金の拂込期日
が新法施行後であるものについて
は、同項の規定にかかわらず、新
法第二百八十條ノ三の規定を適用
する。

3 新法施行後に旧法によつて資本

を増加する場合には、その資本増
加によつて生ずる株式の数の増加
は、定款に定められているものと
みなされた会社が発行する株式の
総数の増加とみなす。

(新株引受権を與える契約)

第四十條 新法施行前に旧法第三百
四十九條の契約をしたときは、新
法によつて会社が発行する株式の
総数を増加する際、その契約に
よつて新株の引受権を與えられ
る者に対して、新株の引受権を與
える旨の定めをしなければならな
い。

(取締役のてん補責任)

第四十一條 新法第二百八十條ノ十
三の規定は、新法施行後に旧法に
よつて資本を増加する場合に準用
する。

(転換株式)

第四十二條 新法施行前に旧法第三
百五十九條の規定によつて、定款
で、株主がその引き受けた新株を
他の種類の株式に転換することを
請求することができる旨を定めた
場合には、その株式については、
新法施行後も、なお旧法第三百六
十條から第三百六十二條までの規
定を適用する。

2 前項の株式について新法施行後
に転換があつた場合には、その転
換によつて生ずる各種の株式の數
の増減は、定款に定められている
ものとみなされた会社が発行する
各種の株式の數の増減とみなす。

3 前項の場合に、転換による変更
の登記は、毎營業年度の終から一
月内に本店及び支店の所在地でし
なければならぬ。

第四十三條 新法施行前に旧法第三
百六十四條の規定によつて、社債
権者が社債を株式に転換すること
を請求することができる旨を決議
した場合には、その社債について
は、新法施行後も、なお旧法第三
百六十五條から第三百六十八條ま
での規定を適用する。

(株式合資会社)

2 前項の場合に、新法施行後に転
換によつて発行すべき株式の數及
び各種の株式の數は、第六條の規
定によつて、定款に定められてい
るものとみなされる会社が発行す
る株式の總數及び各種の株式の數
に加えるものとする。

3 新法第二百二十二條ノ二第二項
の規定は、前項の場合に準用する。

4 第一項の社債について新法施行
後に転換があつた場合に、転換に
よる変更の登記は、毎營業年度の
終から一月内に本店及び支店の所
在地でなければならぬ。

(会社の合併)

第四十四條 合併後存続する会社又は
合併によつて設立する会社が株
式会社である場合に、新法施行前
に合併契約書について、合併をす
る会社の一方の総社員の同意又は
株主總會の承認があつたときは、
その合併については、新法施行後
も、なお旧法を適用する。但し、
新法施行後にする合併による変更
又は設立の登記については、旧法
によるその登記に代えて、新法に
よるその登記をするものとする。

2 前項の場合に、新法施行後に合
併契約書承認の決議をする株式會
社については、同項の規定にかか

わらず、新法第四百八條ノ二の規
定を適用する。

(清算人に関する準用規定)

第四十五條 第十六條、第二十一條
から第二十四條まで、第二十六
條、第二十七條及び第三十五條の
規定は、清算人に準用する。

(株式合資会社)

第四十六條 新法施行前に成立した
株式合資会社については、新法施
行後も、なお旧法を適用する。

2 株式合資会社が新法施行後に合
併をする場合には、前項の規定に
かかわらず、合併後存続する会社
又は合併によつて設立する会社
は、株式合資会社でなければなら
ない。この場合には、合併契約書
は、新法第四百九條及び第四百十
條の規定に従つて作らなければな
らぬ。

3 新法施行の日から五年を経過し
た時に現に存する株式合資会社
は、その時に解散する。

(外国会社の登記)

第四十七條 新法施行前に、外国會
社が旧法によつて支店設置の登記
をした場合には、その支店設置の
登記は、新法第四百七十九條第二
項に定める登記とみなす。但し、
その会社は、新法施行の日から六
月内に、新法によつて新たに登記
すべきものとなつた事項を登記し
なければならぬ。

2 新法第四百七十九條第二項及び
第三項に定める登記をすることを
要することとなつた外国会社は、
前項の場合を除いて、新法施行の
日から六月内に、その登記をしな
ければならぬ。

3 第一項但書又は前項の規定に違
反したときは、その会社の日本に
おける代表者を三万円以下の過料
に処する。

(外国会社の支店閉鎖命令)

第四十八條 第三條の規定は、旧法
第四百八十四條に定める事件及び
その事件について請求を却下され
た者の責任について準用する。

(罰則)

第四十九條 新法施行前にした行為
に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

2 新法施行後の行為については旧法
第二編第七章の規定を適用する場
合には、その規定中、「一万円」と
あるのは「五十万円」とし、「五千
円」とあるのは「三十万円」とし、
「三千元」とあるのは「二十万円」と
し、「千円」とあるのは「五万円」と
する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和二十六年七月
二日から施行する。但し、附則第
二項及び第三項の規定は、公布の
日から施行する。

(定款変更の特例)

2 新法施行前に成立した株式會社
は、新法施行前に、新法施行の日
に効力を生ずる定款の変更をする
ことができる。

3 新法施行後に旧法によつて成立
する会社にあつては、發起人全員
の同意又は創立總會の決議で、新
法施行前に、新法施行の日に効力
を生ずる定款の変更をし、又は新

法施行後、新法に従うよう定款を変更することができる。

(旧合資会社の組織変更及び解散)

4 新法第九十九條、第百條及び第百十四條の規定は、商法(明治三十二年法律第四十八号)施行前に設立した合資会社が、商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)第四十條の規定によつて組織変更をする場合に準用する。

5 第四十六條第三項の規定は、前項の合資会社に準用する。

〔審査報告書は親合により附録に掲載〕

非訟事件手続法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年五月二十三日

衆議院議長 林 護治
参議院議長 佐藤尚武殿

(小字及び一は衆議院修正)

非訟事件手続法の一部を改正する法律案

非訟事件手続法の一部を改正する法律

非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

目録中「第七節 株式会社合資会社の登記」を「第七節 削除」に改める。
第二十六條中「検査官」の下に「又ハ法務総裁」を加える。

第二百二十四條中「第二百二條乃至第二百四條」を「第二百二條及び第二百四條」に改める。

第二百二十五條第一項中「第四百一條」を「第四百二條」に改める。

第二百二十六條第一項を次のように改め、同條第三項中「支店」を「営業所」に改める。

商法第五十八條、第七十八條、第二百三十七條第二項、第二百四十五條ノ三第三項、第二百五十八條第二項、第二百八十條ノ十八第二項及び第三百七十九條第一項、其準用規定、同法第五百三十三條第二項、第七十三條第一項第二項、第八十一條第一項、第二百八十條ノ八第一項第二項、第二百九十一條第二項、第二百九十四條並ニ有限会社法第八條第一項但書、第四十五條及び第六十七條第三項ニ定メタル事件ハ会社ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第二百二十九條第一項中「第二項」の下に「又ハ第八十條ノ八第二項」を、同條第二項及び第三項中「発起人」の下に「又ハ現物出資ヲ為ス者」を加える。

第二百二十九條ノ三中「第二百九十四條第一項又ハ第三百五十三條第一項」を「第二百八十條ノ八第一項又ハ第二百九十四條第一項」に改める。

第二百三十二條ノ二中「第三百七十七條第一項」を「第二百八十條ノ十四」に改める。

第三百二十二條ノ四第一項中「同法」の下に「第二百六十一條第三項及び」を加える。

第三百三十二條ノ五第一項中「同法」を「第二百七十二條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を削る。

第三百三十二條ノ六を次のように改める。

第三百三十二條ノ六 商法第二百四十五條ノ三第三項(同法第四百八條ノ二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ申請ニ對スル審問ハ同項ノ期間ヲ經過シタル後ニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

裁判所ハ裁判ヲ為ス前取締役及び申請ヲ為シタル株主ノ陳述ヲ聽クベシ

第三百二十九條第一項、第二百二十九條ノ四、前條第三項及び第三百三十三條ノ二第三項ノ規定ハ第一項ノ申請ニ對スル裁判ニ付キ之ヲ準用ス

第三百三十三條中(同法第二百九十二條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)を削る。

第三百三十三條ノ二第一項中「第三百七十四條」を「第二百八十條ノ十八」に、「資本ノ増加」を「新株發行」に改める。

第三百三十四條第一項中「及び第二項」を削り、同條第二項中「検査官」を「法務総裁」に改め、同條に次の三項を加える。

法務総裁ハ裁判所ガ審問ヲ為ス場合ニ於テハ之ニ立會フコトヲ得

事件及び審問期日ハ法務総裁ニ之ヲ通知スベシ

第十五條ノ規定ハ第一項ノ事件ニハ之ヲ適用セズ

第三百三十四條ノ二中「検査官」を「法務総裁」に改める。

第三百三十四條ノ三中「又ハ第二項」を削る。

第三百三十五條ノ二第一項中「第三項」を「第二項」に改める。

第三百三十五條ノ三第三項中「検査官」を「法務総裁」に改める。

第三百三十五條ノ四第一項中「第三項」を「第二項」に改める。

第三百三十五條ノ五を次のように改める。

第三百三十五條ノ五 第十六條ニ規定スル者ハ其職務上商法第五十八條第一項ノ請求又ハ警告ヲ為スベキ事由アルコトヲ知リタルトキハ之ヲ法務総裁ニ通知スベシ

第三百三十五條ノ九第三項中「支店」を「營業所」に改め、同條第一項を削る。

第三百三十五條ノ十第一項中「及び第四百五十八條第一項」を削る。

第三百三十五條ノ十五第一項中「及

び第三百七十六條第三項並ニ其準用規定」を「並ニ第三百七十六條第三項及び其準用規定」に改める。

第三百三十五條ノ二十二を次のように改める。

第三百三十五條ノ二十二 削除

第三百三十五條ノ三十五中「整理開始ノ登記ノ囑託」を「前項ノ囑託」に改め、同條に第一項として次の一項を加える。

整理開始ノ命令アリタルトキハ直ニ裁判所ハ会社ノ本店及び支店ノ所在地ノ登記所ニ其登記ヲ囑託スルコトヲ要ス

第三百三十五條ノ三十八中「取消シ又ハ」を「為シ又ハ其処分ヲ取消シ若クハ」に改める。

第三百三十五條ノ三十九第一項中「商法第三百八十七條又ハ」及び同條第二項中「商法第三百八十七條第二項又ハ」を削る。

第三百三十五條ノ五十八第一項中「商法第三百八十七條ノ登記若クハ登録又ハ第三百三十五條ノ三十八ノ登記又ハ登録」を「第三百三十五條ノ三十八ノ登記又ハ登録」に改める。

第三百三十六條中「株式会社合資会社」を削る。

第三百三十七條ノ二中「第三百三十二條ノ四乃至第三百三十二條ノ六」を「第三百三十二條ノ四及び第三百三十二條ノ五」に改め、「株式会社合資会社」を削る。

第四百四十一條を次のように改める。
第四百四十一條 削除
第四百四十五條第一項及び第四百四十六條中「司法事務局」を「法務局」又ハ「地方方法務局」に改める。
第四百五十六條ノ二の次に次の一條を加える。
第四百五十六條ノ三 各登記所ニ閉鎖登記簿ヲ備フ
第四百四十二條、第四百四十三條及ビ前條ノ規定ハ閉鎖登記簿ニ之ヲ準用ス
第四百五十七條中「第十八條、第二十條、」を削リ、「及ビ第五百四十四條」を、「第五百四十四條及ビ第五百四十七條」に改める。
第四百七十七條ノ二を次のように改める。
第四百七十七條ノ二 第五百三十五條ノ六ノ規定ハ清算人ノ解任ノ裁判アリタル場合ニ之ヲ準用ス
第四百七十七條ノ二の次に次の一條を加える。
第四百七十七條ノ三 第五百八十八條ノ二ノ規定ハ株式会社及ビ有限会社ノ清算人ノ職務執行停止及ビ職務代行者ニ付キ之ヲ準用ス
第四百八十二條第三項中「同法第四

百五十八條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を削る。
第四百八十七條第二項各号を次のように改める。
一 定款
二 株式ノ申込及ビ引受ヲ証スル書面
三 発起人ガ商法第六十八條ノ二ニ規定スル事項ヲ定メタルキハ之ヲ証スル書面
四 取締役及ビ監査役又ハ検査役ノ調査報告書及ビ其附属書類
五 検査役ノ報告ニ関スル裁判アリタルトキハ其謄本
六 発起人ガ取締役及ビ監査役ヲ選任シタルトキハ之ニ関スル書類
七 創立總會ノ議事録
八 代表取締役ニ関スル取締役会ノ議事録
九 名義書換代理人又ハ登録機關ヲ置キタルトキハ之ヲ証スル書面
十 拂込ヲ取扱ヒタル銀行又ハ信託会社ノ拂込金ノ保管ニ関スル証明書
第四百八十八條第一項中「会社ヲ代表スベキ取締役」を「代表取締役」に改める。
第四百八十八條ノ二第二項中「同法第二百八十條」を「同法第二百六十一條第三項及ビ第二百八十條」に改め、「第二百七十二條第一項及ビ」を削る。

第四百八十八條ノ三を次のように改める。
第四百八十八條ノ三 会社が発行スル株式ノ總數ノ増加ニ因ル變更ノ登記ノ申請書ニハ商法第三百四十七條第二項ノ定テ記載スルコトヲ要ス
第四百八十八條ノ三の次に次の一條を加える。
第四百八十八條ノ四 第五百三十五條ノ六ノ規定ハ取締役又ハ監査役ノ解任ノ判決ガ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス
第四百八十九條を次のように改める。
第四百八十九條 会社ノ新株発行ニ因ル變更ノ登記ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス
一 定款
二 株式ノ申込及ビ引受ヲ証スル書面
三 商法第二百八十條ノ八ノ規定ニ從ヒテ検査役ガ為シタル調査報告書及ビ其附属書類
四 検査役ノ報告ニ関スル裁判アリタルトキハ其謄本
五 新株発行ニ関スル取締役会又ハ株主總會ノ議事録
六 拂込ヲ取扱ヒタル銀行又ハ信託会社ノ拂込金ノ保管ニ関スル証明書
第四百八十九條ノ二中「第三百六十三條第一項及ビ第三百六十九條第一

項」を「第二百二十二條ノ七（同法第三百四十一條ノ五ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改める。
第四百九十條第一項を削り、同條第二項中「資本減少」を「資本減少ニ因ル變更」に改める。
第四百九十一條第一項中「会社ヲ代表スベキ取締役」を「代表取締役」に、同條第二項第二号中「引受」を「申込及ビ引受」に改め、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号中「株主總會」を「取締役会」に改め、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。
六 名義書換代理人ヲ置キタルトキハ之ヲ証スル書面
第四百九十三條第一項中「、營業全部ノ譲渡ニ因リテ解散シタルトキハ其譲渡ヲ証スル書面」を削る。
第四百九十三條ノ二第一項第二号及ビ第四号を削り、第三号を第二号とし、第五号を第三号とし、同條第二項に次の但書を加える。
但シ合併後存続スル会社ノ本店ノ所在地ト合併ニ因リテ消滅スル会社ノ本店ノ所在地ガ同一登記所ノ管轄内ニ在ルトキハ登記簿ノ抄本ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ
第四百九十三條ノ三第一項第三号中「第二項」の下に「第一号、第七号及ビ第八号」を加える。
第四百九十五條を次のように改める。

第四百九十九條 解散、合併ニ因ル變更及ビ設立並ニ継続ノ登記ハ總取締役及ビ總監査役ノ申請ニ因リテ之ヲ為ス
第四百九十五條ノ四中「第三百七十二條」を「第二百八十條ノ十六」に改める。
「第七節 株式会社合資会社ノ登記」を「第七節 削除」に改める。
第四百九十六條から第二百一十一條ノ三までを次のように改める。
第二百一十一條ノ三 削除
第二百一十一條ノ五中「資本増加ノ登記」を「資本増加ニ因ル變更ノ登記」に改める。
第二百一十一條ノ六中「資本減少ノ登記」を「資本減少ニ因ル變更ノ登記」に改める。
第二百一十一條ノ八第一項第三号を削り、第四号を第三号とする。
第二百一十一條ノ九第一項第三号を次のように改める。
三 定款
第二百一十一條ノ十一中「資本ノ増加及ビ減少、」を削る。
第二百一十一條ノ十二第二項第二号を削り、第三号を第二号とし、以下一号ずつ順次繰り上げる。
第二百一十一條ノ十三中「乃至第四百八十八條ノ三」を、「第四百八十八條ノ二、第四百八十八條ノ四」に改め、同條を第二百一十一條ノ十四とする。

第二百一十一條ノ次に次の一條を加ふる。

第二百一十一條ノ十三 第三百二十五條ノ六ノ規定ハ資本増加ノ無効ノ判決ガ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二條 外国会社ノ營業所ノ設置ノ登記ハ日本ニ於ケル代表者ノ申請ニ因リテ之ヲ為ス

二 日本ニ於ケル代表者タル資格ヲ証スル書面

第二百三條 削除

第二百四條第一項中「支店ノ廃止」を「營業所ノ廃止」に、「支店ノ代表者」を「日本ニ於ケル代表者」に改め、

第二百五條中「支店」を「營業所」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

2 商法の一部を改正する法律施行法(昭和二十六年法律第 号)の規定により同法にいう旧法を適用する場合に關しては、従前の規定を適用する。他の法令の適用上従前の規定を適用すべきとき、及び他の法令中非訟事件手続法を適用する場合において改正規定によることができないときも、同様とする。

3 非訟事件手続法第二百二十六條第一項及び第三百三十二條ノ二の規定は、商法の一部を改正する法律施行法第十條第二項において準用する商法第三百七十九條第一項但書の規定による許可の申請に準用する。

4 この法律施行前に清算人の解任の裁判があつた場合における登記については、なお従前の例による。

5 商法の一部を改正する法律施行法第七條第一項の登記は、代表取締役の申請によつてする。

6 この法律施行前に營業全部の譲渡により解散した株式会社又は有限会社の解散の登記については、なお従前の例による。

7 商法の一部を改正する法律施行法第四十七條第一項但書の登記

は、当該会社の日本における代表者の申請によつてする。

8 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一條中「裁判所」を「登記所」に改める。

四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)第九十二條

五 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第七十七條

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

昭和二十六年五月二十三日 衆議院議長 林 謙治 参議院議長 佐藤尚武殿

有限公司法の一部を改正する法律案

第四條中「及第五十七條乃至第六十一條」を、「第五十七條、第五十八條及第六十一條」に改める。

第七條第一号を次のように改める。

一 削除

第十三條第二項第六号中「又ハ取締役ガ支配人ト共同シ」を削る。

第十六條を次のように改める。

第十九條を次のように改める。

トキハ会社ニ對シ書面ヲ以テ譲渡ノ相手方、譲渡サントスル出資口數及譲渡価格ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知アリタルトキハ社員總會ハ第四十八條ニ定ムル決議ニ依リ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スルコトヲ得

社員總會ガ第二項ノ通知アリタル日ヨリ二週間内ニ前項ノ指定ヲ為サザル場合及同項ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ガ決議ノ日ヨリ一週間内ニ第二項ノ社員ニ對シ書面ヲ以テ譲受ノ申出ヲ為サザル場合ニ於テハ同項ノ社員ハ其ノ通知ニ係ル譲渡ノ相手方ニ對シテ其ノ持分ヲ譲渡スコトヲ得但シ其ノ價格ハ第二項ノ通知ニ係ル譲渡価格ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ申出期間内ニ同項ノ申出ヲ為シタル者數人アルトキハ第二項ノ社員ハ其ノ申出期間經過ノ日ヨリ五日内ニ其ノ一人ヲ選択シ申出ヲ為シタル者ニ通知スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ選択セラレタル者其ノ通知アリタル日ニ於テ譲受人トナル

前項ノ場合ヲ除キ第四項ノ申出期間内ニ同項ノ申出ヲ為シタル者ハ其ノ期間經過ノ日ニ於テ譲受人トナル

前二項ノ場合ニ於テハ別段ノ合意ナキ限り第二項ノ通知ニ係ル價格ヲ以テ譲受価格トシ持分ノ移転ハ代金支拂ノ時ニ其ノ効力ヲ生ズ

譲渡ニ因リ社員ノ總數ガ第八條第一項ノ規定ニ依ル制限ヲ超スル場

合ニ於テハ遺贈ノ場合ヲ除クノ外
其ノ讓渡ヲ無効トス第二項若ハ第
四項但書ノ規程ニ違反シ又ハ同項
ノ申出アリタルニ拘ラズ社員ニ非
ザル者ニ對シテ為シタル持分ノ讓
渡亦同シ

第二十三條第二項中「第一項」を削
る。

第二十五條の次に次の一條を加え
る。

第二十五條之二人以上ノ取締役
ノ選任ニ付テハ定款ヲ以テ累積投
票ニ依ルベキ旨ヲ定ムルコトヲ
得

商法第二百五十六條ノ三ノ規定ハ
前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條に次の二項を加える。

取締役數人アルトキハ各自会社ヲ
代表ス
前項ノ規定ハ定款若ハ社員總會ノ
決議ヲ以テ会社ヲ代表スベキ取締
役ヲ定メ、數人ノ取締役ガ共同シ
テ会社ヲ代表スベキコトヲ定メ又
ハ定款ノ規定ニ基キ取締役ノ互選
ヲ以テ会社ヲ代表スベキ取締役ヲ
定ムルコトヲ妨グズ

第二十七條の次に次の一條を加え
る。

第二十七條ノ二 会社ガ取締役ニ對
シ又ハ取締役ガ会社ニ對シ訴ヲ提
起スル場合ニ於テハ其ノ訴ニ付テ
ハ社員總會ノ定ムル者会社ヲ代表
ス

第二十九條及び第三十條を次のよ
うに改める。

第二十九條 取締役ガ自己又ハ第三
者ノ為ニ会社ノ營業ノ部類ニ屬ス
ル取引ヲ為スニハ社員總會ニ於テ
其ノ取引ニ付重要ナル事實ヲ開示
シ其ノ認許ヲ受クルコトヲ要ス
前項ノ認許ハ第四十八條ニ定ムル
決議ニ依ルコトヲ要ス

取締役ガ第一項ノ規定ニ違反シテ
自己ノ為ニ取引ヲ為シタルトキハ
社員總會ハ之ヲ以テ会社ノ為ニ為
シタルモノト看做スコトヲ得

前項ニ定ムル權利ハ取引ノ時ヨリ
一年ヲ経過シタルトキハ消滅ス

第三十條 前條第一項及第二項ノ規
定ハ取締役ガ会社ノ製品其ノ他ノ
財産ヲ讓渡ケ会社ニ對シ自己ノ製
品其ノ他ノ財産ヲ讓渡シ会社ヨリ
金錢ノ貸付ヲ受ケ其ノ他自己又ハ
第三者ノ為ニ会社ト取引ヲ為ス場
合ニ之ヲ準用ス

前項ニ規定スル場合ニ於テハ民法
第百八條ノ規定ヲ適用セズ

第三十條の次に次の二條を加え
る。

第三十條ノ二 左ノ場合ニ於テハ其
ノ行為ヲ為シタル取締役ハ会社ニ
對シテ連帶シテ第一号ニ在リテハ
連法ニ配當セラレタル額、第二号
及第三号ニ在リテハ会社ガ蒙リタ
ル損害額ニ付弁済又ハ賠償ノ責ニ
任ズ

第四十六條第一項ニ於テスル
商法第二百九十條第一項ノ規定

ニ違反スル利益ノ配當ニ関スル
議案ヲ總會ニ提出シタルトキ
第二十九條第一項又ハ前條第
一項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為
シタルトキ
三 法令又ハ定款ニ違反スル行為
ヲ為シタルトキ
前項ノ行為ヲ為スニ付之ニ同意シ
タル取締役ハ其ノ行為ヲ為シタル
モノト看做ス
第一項ノ取締役ノ責任ハ總社員ノ
同意アルニ非ザレバ之ヲ免除スル
コトヲ得ズ

第三十條ノ三 取締役ガ其ノ職務ヲ
行フニ付惡意又ハ重大ナル過失ヲ
リタルトキハ其ノ取締役ハ第三者
ニ對シテモ連帶シテ損害賠償ノ
責ニ任ズ重要ナル事項ニ付第四十
三條第一項ニ掲グル書類若ハ第四
十六條第一項ニ於テ準用スル商法
第二百九十三條ノ五ノ附屬明細書
ニ虛偽ノ記載ヲ為シ又ハ虛偽ノ登
記若ハ公告ヲ為シタルトキ亦同
シ
前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ
之ヲ準用ス
第三十一條を次のように改める。

第三十一條ノ二 取締役ガ会社ノ目
的ノ範圍内ニ在ラザル行為其ノ他
ノ法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ
為シ之ニ因リ会社ニ回復スベカラ
ザル損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於
テハ社員ハ会社ノ為取締役ニ對シ
其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求ス
ルコトヲ得

第三十一條ノ三 取締役ノ職務遂行
ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定
款ニ違反スル重大ナル事實アリタ
ルニ拘ラズ社員總會ニ於テ其ノ取
締役ヲ解任スルコトヲ否決シタル
トキハ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル
出資口數ヲ有スル社員ハ三十日內
ニ其ノ取締役ヲ解任ヲ裁判所ニ請
求スルコトヲ得

商法第八十八條ノ規定ハ前項ノ場
合ニ之ヲ準用ス
第三十二條を次のように改める。

第三十二條 商法第三十九條第二
項、第七十八條、第二百五十四條
第一項第三項、第二百五十四條ノ
二、第二百五十七條第一項、第二
百五十八條、第二百六十二條、第
二百六十六條ノ二及二百六十九條
乃至第二百七十一條ノ規定ハ取締
役ニ之ヲ準用ス

第三十四條を次のように改める。

第三十四條 第三十條ノ二第三項、
第三十條ノ三、第三十一條、第三
十一條ノ三並ニ商法第二百五十四
條第一項第三項、第二百五十七條
第一項、第二百五十八條、第二百
六十九條、第二百七十條及第二百
七十四條乃至第二百七十八條ノ規
定ハ監査役ニ之ヲ準用ス

第三十六條の次に次の一條を加え
る。

第三十六條ノ二 取締役ガ總會ヲ招
集スルニハ其ノ過半数ノ決議アル
コトヲ要ス
第三十七條第二項を次のように改
める。

前項ノ規定ハ定款ヲ以テ別段ノ定
ヲ為スコトヲ妨グズ
第三十七條に次の一項を加える。

商法第二百三十七條第二項第三項
ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用
ス

第三十八條の次に次の一條を加え
る。

第三十八條ノ二 總會ノ決議ハ本法
又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除
クノ外總社員ノ議決權ノ過半数ヲ
有スル社員出席シ出席シタル社員
ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス
第四十條第一項第一号中「一部」
を「重要ナル一部」に改め、同條同項
第四号を削り、同條第二項を次のよ
うに改める。

前項ノ行為ノ要領ハ第三十六條ニ
定ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ
要ス

第一條ノ三並ニ商法第二百五十四
條第一項第三項、第二百五十七條
第一項、第二百五十八條、第二百
六十九條、第二百七十條及第二百
七十四條乃至第二百七十八條ノ規
定ハ監査役ニ之ヲ準用ス

第三十六條の次に次の一條を加え
る。

第三十六條ノ二 取締役ガ總會ヲ招
集スルニハ其ノ過半数ノ決議アル
コトヲ要ス
第三十七條第二項を次のように改
める。

第四十一條を次のように改める。
 第四十一條 商法第二百三十四條、
 第二百三十五條、第二百三十八條、
 第二百三十九條第三項乃至第五
 項、第二百四十條第二項、第二百
 四十一條第二項、第二百四十三條、
 第二百四十四條、第二百四十五條
 の二乃至第二百四十五條ノ四、第
 二百四十七條、^{乃至}第二百四十八條、
 第二百五十條、第二百五十二條及
 第二百五十三條ノ規定ハ社員總會
 ニ之ヲ準用ス
 第四十四條の次に次の一條を加え
 る。
 第四十四條ノ二 資本ノ十分ノ一以
 上ニ当ル出資口數ヲ有スル社員ハ
 會計ノ帳簿及書類ノ閲覧又ハ謄写
 ヲ求ムルコトヲ得
 会社ハ定款ヲ以テ各社員ガ前項ノ
 請求ヲ為スコトヲ得ル旨ヲ定ムル
 コトヲ得此ノ場合ニ於テハ第四十
 六條第一項ノ規定ニ拘ラズ商法第
 二百九十三條ノ五ノ規定ハ之ヲ準
 用セズ
 第四十五條第三項中「監査役アル
 トキハ監査役、監査役ナキトキハ」
 を削る。
 第四十六條第一項を次のように改
 める。
 商法第二百八十二條、第二百八十
 三條第一項、第二百八十四條、第
 二百八十五條、第二百八十六條、
 第二百八十八條、第二百八十八條

ノ二、第二百八十九條第一項本文
 第二項、第二百九十條、第二百九
 十三條ノ五、第二百九十三條ノ六
 第二項及第二百九十三條ノ七ノ規
 定ハ有限会社ノ計算ニ之ヲ準用ス
 第五十二條の次に次の一條を加え
 る。
 第五十二條ノ二 資本増加ノ場合ニ
 於テ出資ノ引受ヲ為シタル者ハ出
 資ノ拂込ノ期日又ハ現物出資ノ目
 的タル財産ノ給付ノ期日ヨリ利益
 ノ配當ニ付社員ト同一ノ權利ヲ有
 ス
 第五十三條第一項中「資本増加ノ
 登記」を「資本増加ニ因ル變更ノ登
 記」に改め、同條第二項を削る。
 第五十三條の次に次の一條を加え
 る。
 第五十三條ノ二 資本ノ増加ハ本店
 ノ所在地ニ於テ前條ノ登記ヲ為ス
 ニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ
 第五十四條に次の一項を加える。
 第五十四條第一項ノ規定ハ前項ノ場
 合ニ之ヲ準用ス
 第五十五條及び第五十六條を次の
 ように改める。
 第五十五條 資本増加後仍引受ナキ
 出資アルトキハ取締役ハ共同シテ
 之ヲ引受ケタルモノト看做ス
 資本増加後仍出資全額ノ拂込又ハ
 現物出資ノ目的タル財産ノ給付ノ
 未済ナル出資アルトキハ取締役ハ
 連帶シテ其ノ拂込又ハ給付未済財

産ノ価額ノ支拂ヲ為ス義務ヲ負
 フ
 第十六條第二項ノ規定ハ前項ノ場
 合ニ之ヲ準用ス
 第五十六條 資本増加ノ無効ハ第五
 十三條ノ規定ニ依リ本店ノ所在地
 ニ於テ登記ヲ為シタル日ヨリ六月
 内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコ
 トヲ得
 前項ノ訴ハ社員又ハ取締役ニ限り
 之ヲ提起スルコトヲ得
 商法第二百八十八條ノ十六、第二百
 八十八條ノ十七第一項及第二百八
 十八條ノ十八ノ規定ハ第一項ノ場合ニ
 之ヲ準用ス
 第五十七條中「第三百五十二條、
 第三百五十八條第一項、第三百七十
 一條、第三百七十二條、第三百七十
 三條第一項及第三百七十四條」を削
 る。
 第六十三條中「第百二條乃至第百
 十一條」を「第百二條乃至第百五
 十六條」乃至「第百一十一條」に改め
 る。
 第六十五條第一項中「監査役」を
 削る。
 第六十七條第二項を次のように改
 める。
 前項ノ場合ニ於テハ組織變更ニ際
 シテ発行スル株式ノ発行価額ノ總
 額ハ会社ニ現存スル純財産額ヲ超
 エルコトヲ得ズ
 第六十七條第四項中「第六十五

條」を削り、「第二百九條第三項」を
 「第二百九條第四項」に改め、同條第
 三項の次に次の一項を加える。
 第六十五條ノ規定ハ第一項ノ場合
 ニ於テ会社ニ現存スル純財産額ガ
 組織變更ニ際シテ発行スル株式ノ
 発行価額ノ總額ニ不足スルトキニ
 之ヲ準用ス
 第六十九條第一項第四号を次のよ
 うに改める。
 四 削除
 第七十一條の次に次の一條を加え
 る。
 第七十一條ノ二 左ノ場合ニ於テ已
 ムコトヲ得ザル事由アルトキハ資
 本ノ十分ノ一以上ニ当ル出資口數
 ヲ有スル社員ハ会社ノ解散ヲ裁判
 所ニ請求スルコトヲ得
 一 会社ノ業務ヲ執行上著シキ難
 局ニ達著シ会社ニ回復スベカラ
 ザル損害ヲ生ジ又ハ生ズル虞ア
 ルトキ
 二 会社財産ノ管理又ハ処分ガ著
 シタ失當ニシテ会社ノ存立ヲ危
 殆ナラシムルトキ
 商法第百十二條第二項ノ規定ハ前
 項ノ場合ニ之ヲ準用ス
 第七十四條第二項中「監査役又ハ」
 を削る。
 第七十五條第二項を次のように改
 める。
 第二十七條乃至第二十八條、第三
 十條乃至第三十一條ノ二、第二十

五條、第三十六條ノ二、第三十七
 條第一項及第四十四條ノ二並ニ商
 法第三十九條第二項、第七十八
 條、第二百三十七條第二項第三
 項、第二百三十八條、第二百四十
 四條第二項、第二百四十七條、
 ○第二百四十九條、
 ○第二百五十四條第三項、第二百
 五十四條ノ二、第二百五十八條、
 第二百六十六條ノ二、第二百六十
 九條乃至第二百七十一條、第二百
 七十四條乃至第二百七十六條、第
 二百七十八條、第二百八十二條、
 第二百八十三條第一項、第二百八
 十四條、第二百九十三條ノ五及第
 二百九十三條ノ七ノ規定ハ清算人
 ニ之ヲ準用ス
 第七十七條第一項及び第二項中
 「第七十七條第一項若ハ第二百
 七十二條第一項」を若ハ第二百七
 十二條第一項に、同條第一項中「五千
 円」を「三十万円」に改める。
 第七十八條第一項中「三千円」を
 「二十万円」に改め、同條第二項中
 「第二百七十條第一項若ハ第二百
 七十二條第一項」を若ハ第二百七
 十二條第一項に改め、「第二百七十
 二條第一項」を削る。
 第七十九條中「三千円」を「二十万
 円」に改める。
 第八十一條第一項中「三千円」を
 「二十万円」に改める。
 第八十二條第一項中「千円」を「五
 万円」に改め、同條第一号中「訴ノ

提起又ハ」を「訴ノ提起、第三十一條第二項ニ於テ准用スル商法第二百六十八條第二項ニ定ムル訴訟参加」に改め、「社員ノ権利ノ行使」の下に又ハ第三十一條ノニ定ムル権利ノ行使」を加える。

第八十五條第一項中「五千元」を「三十万円」に、同項第三号中「賠償」を「賠償若ハ賠償」に、同項第十号中「又ハ商法第三十二條第一項ノ帳簿」を、「商法第三十二條第一項ノ帳簿又ハ第四十六條第一項ニ於テ准用スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」に、同項第十一号中又ハ監査役ノ報告書」を、「監査役ノ報告書又ハ第四十六條第一項ニ於テ准用スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」に、同項第十三号中「第二百八十八條第一項又ハ第二百八十九條」を「第二百八十八條、第二百八十九條」に改め、同項第二十一号中又ハ第二十二項」を削り、同條第二項中「第二百七十七條第一項若ハ第二百七十七條第一項」を「若ハ第二百七十七條第一項」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

(定義)

第二條 この附則で、「新法」とはこの法律による改正後の有限会社法を、「旧法」とは従前の有限会社法を、「新商法」とは商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）による改正後の商法を、「旧商法」とは従前の商法をいふ。

(原則)

第三條 新法は、特別の定めがある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

2 新法にて、い、触する定款の定及び契約の條項は、新法施行の日から、その効力を失う。

(解散命令)

第四條 新法施行前に、裁判所が請求を受け、又は着手した旧法第四條において准用する旧商法第五十八條に定める事件及びその事件に關連する同條に定める事件については、新法施行後も、なお従前の例による。その事件について請求を却下された者の責任については、同様とする。

(訴の提起等についての担保)

第五條 解散命令の請求又は訴の提起について供すべき担保に關する旧商法の規定は、新法施行前に供した担保に關してのみ准用する。

(資本の総額及び出資一口の金額の制限)

第六條 新法施行前に成立した有限会社については、新法施行後も、なお旧法第九條及び第十條の規定を適用する。

(取締役の行為の責任)

第七條 取締役が新法施行前にした行為の責任については、新法施行後も、なお従前の例による。

2 新法施行後に前項の責任を免除する場合には、その免除については、同項の規定にかかわらず、新法を適用する。

3 新法施行後に第一項の責任を追及する訴を提起する場合には、その訴についても、前項と同様とする。

(取締役に対する訴及び訴の提起を請求した社員の責任)

第八條 新法施行前に、旧法第三十一條の規定又は旧法第三十二條において准用する旧商法第二百六十七條第一項の規定によつて、取締役に対する訴を提起した場合に、その訴及び訴の提起を請求した社員の責任については、新法施行後も、なお従前の例による。

(取締役の職務執行停止の請求等)

第九條 新法施行前に、旧法第三十二條において准用する旧商法第二百七十二條の規定によつて、取締役の職務の執行の停止又は職務代

行者の選任の請求があつた場合に、新法施行後も、なお同條の規定を准用する。

(一時取締役の職務を行うべき監査役)

第十條 新法施行前に一時取締役の職務を行うべき監査役を定めた場合には、その監査役については、新法施行後も、なお旧商法第二百七十六條第一項但書、第二項及び第三項の規定を准用する。

(会社と取締役との間の訴についての会社代表)

第十一條 新法施行前に、会社が取締役に対し又は取締役が会社に対して訴を提起した場合には、その訴については、新法施行後も、なお旧商法第二百七十七條の規定を准用する。但し、新法によつて会社を代表すべき者を定めた後は、この限りでない。

(監査役のした訴の提起等)

第十二條 新法施行前に、監査役が裁判所に対して訴の提起又は請求をした場合には、その訴又は請求については、新法施行後も、なお従前の例による。

(監査役に対する訴及び訴の提起を請求した社員の責任)

第十三條 附則第八條の規定は、新法施行前に、旧法第三十四條において准用する旧法第三十一條又は

旧商法第二百六十七條第一項の規定によつて、監査役に対して提起した訴及びその訴の提起を請求した社員の責任について准用する。

(監査役のてん補責任の免除)

第十四條 新法第六十六條第二項の規定は、旧法第五十五條、第五十五條若しくは第六十五條第一項の規定又は旧法第六十七條第四項において准用する旧法第六十五條第一項の規定によつて生じた監査役の義務を、新法施行後に免除する場合に准用する。

(監査役に関する准用規定)

第十五條 附則第七條及び第九條の規定は、監査役に准用する。

(総会の決議)

第十六條 新法施行後に総会の決議をする場合には、新法施行前に、招集の通知を發したときでも、その総会の決議については、新法を適用する。

(總會招集の通知)

第十七條 新法第四十條第一項各号に掲げる事項につき決議すべき總會に對して、新法施行前に、社員に對して招集の通知を發した場合に、その通知については、同條第二項の規定を適用しない。

(監査役による臨時總會の招集)

第十八條 新法施行前に、監査役が臨時總會を招集した場合には、その臨時總會については、新法施行

後も、なお旧商法第二百三十五條第二項の規定を適用する。

(決議取消の訴)

第十九條 決議取消の訴について、新法施行の際旧法第四十一條において準用する旧商法第二百四十八條第一項に定める期間が経過してない場合には、その決議取消の訴の提起期間については、新商法第二百四十八條第一項の規定を適用する。

(準備金)

第二十條 旧法第四十六條第一項において準用する旧商法第二百八十八條第一項の規定によつて積み立てた準備金は、利益準備金として積み立てたものとみなす。

2 会社は、新法施行後最初に到来する決算期までに、前項の利益準備金の一部を資本準備金とするこ

(附屬明細書)

第二十一條 新商法第二百九十三條ノ五の規定は、新法施行後最初に到来する決算期から準用する。

(總會招集の命令)

第二十二條 新法施行前に、旧法第四十五條第三項の規定によつて監査役に対して社員總會招集の命令があつた場合には、その總會の招集については、新法施行後も、なお従前の例による。

(清算人に関する準用規定)

第二十三條 附則第七條から第十一條まで及び第二十一條の規定は、清算人に準用する。

(外国会社の登記)

第二十四條 新法施行前に、外国会社が旧法第七十六條において準用

する旧商法第七十九條の規定によつて、支店設置の登記をした場合には、その支店設置の登記は、新法第七十六條において準用する新商法第四百七十九條第二項に定める登記とみなす。但し、その会社は、新法施行の日から六月内に、新法によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなればならない。

2 新法第七十六條において準用する新商法第四百七十九條第二項及び第三項に定める登記をすることを要することとなつた外国会社は、前項の場合を除いて、新法施行の日から六月内にその登記をしなければならぬ。

3 第一項但書又は前項の規定に違反したときは、その会社の日本における代表者を三万円以下の過料に処する。

(外国会社の支店閉鎖命令)
第二十五條 附則第四條の規定は、旧法第七十六條において準用する旧商法第四百八十四條に定める事件及びその事件について請求を却下された者の責任について準用する。

(罰則)
第二十六條 新法施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 新法施行後の行為について旧法第九章の規定を適用する場合には、その規定中、「五千元」とあるのは「三十万円」とし、「三千元」とあるのは「二十万円」とし、「千円」とあるのは「五万円」とする。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年五月二十三日

参議院議長 林 義治

衆議院議長 佐藤尚武殿

(小字及び一は衆議院修正)

商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

第一條 運河法(大正二年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。

第二條 会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項中「若しくは第五百五十四條又は有限会社法第九條第一項」を「又は第五百五十四條」に改め、「又は承諾の決議をしようとするとき」を削る。

第三十一條第四号中「若しくは承諾の決議に賛成」を削る。

第三條 会社利益配当等臨時措置法(昭和二十二年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「当該事業年度

において取り崩した積立金及び前事業年度から繰り越した利益金は、これを含まないものとする。」を「(商法第二百九十三條ノ二の規定による配当をする場合を除き、当該事業年度において取り崩した積立金及び前事業年度から繰り越した利益金は、これを含まないものとする。)」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項第二号から第五号までを削り、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 商法第二百八十八條(有限会社法第四十六條第一項において準用する場合を含む。)の規定により利益準備金として積み立てるべき金額

三 商法第二百八十八條ノ二(有限会社法第四十六條第一項において準用する場合を含む。)の規定により資本準備金として積み立てるべき金額

第二條第一項第六号中「前四号」を「前号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同項第二項を削る。

第三條第二項に次の但書を加える。

但し、商法第二百九十三條ノ二の規定による配当をする場合は、この限りでない。

第六條第二項を次のように改める。

前項の規定により当該官吏が臨検検査する場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

第六條に次の一項を加える。

第一項の規定による報告の徴取又は臨検検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附則第三項中「第六号」を「第四号」に改める。

第四條 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 削除

第二十六條中「第七條、」及び「第七條第二項」を削る。

第五條 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第二号中「資本を倍額以上に増加する会社」を「発行済株式の総数と同数以上の新株を発行する会社」に、「その設立され、又は資本を増加する会社(以下「新会社」という。))の商号、目的、資本金額及びその発起人の氏名又は名称」を「新たに設立する会社又は新株を発行する会社(以下「新会社」という。))」について商法第六十六條第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び発起人又は取締役の氏名」に、同條第四項中「株金」を「発行価額」に、同條第五項中「資本の増加」を「新株の発行」に改める。

第二十五條の見出し中「資本の増加」を「新株の発行」に、同條第三項中「資本の増加」を「新株の発行」に、「第三百四十八條第二号か

第一項の規定による報告の徴取又は臨検検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

ら第四号まで、第三百五十三條、第三百五十四條第二項及び第三項並びに第三百五十五條を「第二百八十條ノ八」に改める。

第六條 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第六條第三号中「資本金額（出資総額、株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。以下同じ。）を「資本金額（出資総額を含む。以下同じ。）」に改める。

第七條 公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十七條第一項中「会社の資本総額」を「会社の発行する株式の総額又は額面株式を発行するときの一株の金額」に改める。

第四十九條を次のように改める。

（会計の整理）
第四十九條 公益事業者は、委員会規則で定めるところによりその事業年度を定め、且つ、勘定科目の分類並びに貸借対照表、損益計算書及びその他の財務計算に関する諸表の様式によりその会計を整理しなければならない。

第八條 財閥商号の使用の禁止等に関する政令（昭和二十五年政令第七号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「第五十八條第二項」を「第五十八條第一項」に、「検査官」を「法務総裁」に、「第十六條」を「第三十五條ノ五」に改める。

第九條 資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第一百十二條第三項を削り、同條第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を第三項とし、同條第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改め、同項を第四項とする。

第十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「他の会社の株式」を「他の会社の発行済株式の」に改める。

第十四條第二項中「いづれかの会社の株式をその総数の百分の十を超えて」を「いづれかの会社の発行済株式の総数の百分の十を超えてその会社の株式を」に改める。

第十一條 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第十二條第七項を次のように改める。

第七 第六十六條第六項本文及び第七十條並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四條（株主総会の議事録）、第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二條及び第二百五十三條（株主総会の決議の取消又は無効の訴）の規定は、創立総会

について準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第十二條第四項」と読み替へるものとする。

第十八條を次のように改める。

（商法の準用）
第十八條 商法第九十三條、第九十四條及び第九十六條（発起人の責任）の規定は、取引所の発起人について、同法第四百二十八條（設立の無効の訴）の規定は、取引所の設立について準用する。

第四十四條第一項第四号中「資本金額（出資総額若しくは株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。）を「資本金額（出資総額を含む。）」に改める。

第五十六條の見出しを「理事長及び理事の権限」に、同條第三項を次のように改める。

3 取引所の事務の執行は、定款に別段の定がないときは、理事長及び理事の過半数で決する。

第五十六條の次に次の一條を加える。

（監事の権限）
第五十六條の二 監事は、取引所の事務を監査する。

4 第十二條第七項又は第七十一條において準用する商法第二百四十七條第一項の訴及び第十八條において準用する商法第四百二十八條の訴は、監事も提起することができる。

第六十條の次に次の一條を加える。

（理事長及び理事の責任）
第六十條の二 理事長又は理事がその任務を怠つたときは、その理事長又は理事は、取引所に対して連帯して損害賠償の責任を負う。

2 理事長又は理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、総会の決議によつた場合でもその理事長又は理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

第六十五條を次のように改める。

（商法等の準用）
第六十五條 商法第二百五十四條第三項（取締役と会社との関係）、第二百六十六條第四項（取締役の責任の免除）、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に対する責任追及の訴）及び第二百八十四條（取締役及び監査役に対する責任の解除）の規定は、理事長、理事及び監事について、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五條（理事の行為の代理）並びに商法第三十九條第二項、第七十八條、第二百六十二條（表見代表取締役の責任）及び第二百六十九條（取締役の報酬）の規定

は、理事長及び理事について、第六十條の二及び商法第二百七十八條（監査役と取締役との連帯責任）の規定は、監事について準用する。

第六十九條に第五項として次の一項を加える。

5 総会の議事録には、出席した監事も署名しなければならぬ。

第七十一條を次のように改める。

（商法の準用）
第七十一條 商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四條（株主総会の議事録）、第二百四十七條、第二百五十二條及び第二百五十三條（株主総会の決議の取消又は無効の訴）の規定は、総会について準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第六十八條第一項」と読み替へるものとする。

第七十六條中「商法第二百八十二條から第二百八十五條まで」を「商法第二百八十二條から第二百八十四條まで及び第二百八十五條」に改める。

2 第五十六條の二第二項及び第三項、第六十條の二、第六十二條から第六十四條まで、第六十六條及び第七十五條並びに商法

第七十六條から第七十八條まで
(官報)の社員代表権、第
二百四十四條第二項(議事録署名
者)の署名者)第二百四十七條(株
主總會の決議の取消の訴)第二
百五十四條第三項(取締役と会
社との関係)、第二百六十六條
第四項(取締役の責任の免除)、
第二百六十七條から第二百六十
八條ノ三まで(取締役に対する
責任追及の訴)、第二百六十九
條(取締役の報酬)、第二百七十
八條(監査役と取締役との連帯
責任)及び第二百八十二條から
第二百八十四條まで(取締役の
計算書類の公示及び總會への提
出義務並びに取締役又は監査役
に対する責任の解除)の規定
は、清算人について準用する。

この場合において、商法第七
十六條及び第七十七條第一項中
「総社員の同意」とあるのは「總
会の決議」と、同法第二百四十
七條第一項中「第三百四十三條
とあるのは「商品取引所法第六
十八條第一項」と、同法第二百
八十二條第一項又は第二百八十
三條第一項中「前條ニ掲グル書
類」又は「第二百八十一條ニ掲グ
ル書類」とあるのは「商品取引所
法第一條第二項において準用
する同法第七十五條に規定する
書類」と読み替へるものとす
る。

第十二條 船舶法(明治三十二年法
律第四十六号)の一部を次のよう
に改正する。
第一條第一項第三号中「及ヒ株

式合資会社」及び同條第二項を削
る。
第十三條 地方鉄道法(大正八年法
律第五十二号)の一部を次のよう
に改正する。
第五條から第七條までを次のよ
うに改める。

第五條乃至第七條 削除
第十四條 鉄道抵当法(明治三十
八年法律第五十三号)の一部を次の
ように改正する。
第五條中「總株金四分ノ一以上
ノ華込アリアル後定款変更と同一
方法ノ決議ヲ經」を削る。
第六條を次のように改める。

第六條 削除
附則
1 この法律は、昭和二十六年七月
一日から施行する。
2 この法律施行前に株主總會の承
認その他適法の手続を経て確定し
た利益又は剰余金の配当について
は、なお従前の例による。
3 株式会社合資会社及び商法(明治三
十二年法律第四十八号)施行前に
設立した合資会社については、な
お従前の例による。
4 この法律施行前にした行為に対
する罰則の適用については、なお
従前の例による。

〔宮城タマヨ君發壇、拍手〕
○宮城タマヨ君 只今上程になりまし
た弁護士法の一部を改正する法律案に
つきまして、法務委員会におきまして
の審議の経過並びに結果について御報
告申し上げます。
現行弁護士法によりますれば、弁護
士は国会若しくは地方公共団体の議會
の議員その他常時勤務を要しない公務

員以外の報酬のある公職を兼ねること
ができないことになっております。こ
れでは、弁護士が各種行政部門におき
まして積極的に活動し、以て官界の民
主化を図る上におきまして多大の障害
となり得るので、
〔議長退席、副議長着席〕
その公職の兼職範囲を拡大して、衆
参兩院議長、大臣、知事等、国家公務
員法及び地方公務員法上の若干の特別
職を兼ねることができるようになり
ますと共に、他面その在職中は弁護士
の職務を行うことができないこととい
たしまして、公務員法との調整を図ろ
うといたします。その本改正案の骨子で
ございます。なお、その他、弁護士と
なる資格につきまして、衆参兩院の法
制局の参事を法務府事務官と同様に取
扱ひ旨の改正及び若干の附随的な小改
正を加へんとするものでございます。
法務委員会におきましては慎重に審
議いたしました。その詳細は速記録
によつて御了承頂くことといたしま
す。討論に入りましては鬼丸委員より、
訴訟上におけるその必要性に鑑みまし
て、弁護士が受任事件について、所属
弁護士会を通じて公務所又は公私の団
体に対して必要な事項の報告を求め
ることが出来る趣旨の規定を設ける旨の
修正案が提出いたしました。採決の
結果は、修正案及び修正点を除くその
他の原案全部につき、いずれも全会一
致を以て可決すべきものと決定されま
した次第でございます。

次に民事調停法案につきまして、法
務委員会におきましての審議の経過並
びに結果について御報告申し上げます。
調停制度は、大正十一年借地借家調
停法が施行されましたから、逐次各種

の調停法が制定せられ、今日において
は民事の全域に亘つて行われておりま
す。然るに各種調停法が必要に応じて
制定されました関係上、その間一貫し
たものがないと申せませんで、区々となつ
ておる点も多々ございましてために、実
際運用上かなりの不便がございまして、
そこで、これを統一する要請はかねて
から強かつたのでございます。本法案
は、この要請に依り、家事調停以外の
民事全域に亘る調停を一本の法律にま
とめまして共に、今日までの実績に鑑
みまして、各種調停法の短を補ひ長を
とつて新しい調停制度を確立せんと
するものでございます。

当委員会におきましては、伊藤委員
より重要にして精細な質問がございま
して、慎重審議いたしました。討論に
おいては、伊藤委員から、法律で規定
すべきものを最高裁判所の規則に譲つ
た点が多いという理由の反對討論がご
ざいました。採決に入りましてはこと
ろ、多数を以て可決すべきものと決定
いたしましたのでございます。

次に商法の一部を改正する法律の一
部を改正する法律案、商法の一部を改
正する法律施行法案、非訟事件手続法
の一部を改正する法律案、有限会社法
の一部を改正する法律案、商法の一部
を改正する法律の施行に伴う関係法律
の整理等に関する法律案につきまし
て、当委員会におきましての審議の経過
とその結果について御報告申し上げま
す。

この五法案はいずれも商法の一部を
改正する法律(昭和二十五年法律第百
六十七号)に關するものでございまし
て、商法の一部を改正する法律の一部
を改正する法律案は、主として会社編

に規定してございます。訴の担保に關す
る改正でございまして、他の四法案は、
改正商法の施行に伴ひまして、それら
経過措置を定め、非訟事件手続法、有
限会社法を改正商法に合致いたさせま
すこと、及び関係法律を整理するもの
でございまして、
改正商法に對しましては、御承知の
ように、施行期日の変更或いは一部改
正の要請が非常に強いので、これらの
点と睨み合せまして、当委員会は極め
て熱心且つ慎重に審議いたしましたの
でございまして、伊藤委員、中山委員
等より熱心なる質疑がございまして
が、討論を省略し、五法案を一括して
採決いたしましたところ、全会一致を
以て可決すべきものと決定いたしました
のでございます。

右御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(三木治朗君) 別に御発言も
なければ、これより採決をいたしま
す。

先ず弁護士法の一部を改正する法律
案全部を問題に供します。委員長は報
告は修正議決報告でございまして、委員
長報告の通り修正議決することに賛成
の諸君の起立を求めます。
〔議員起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認
めます。よつて本案は全会一致を以て
委員會修正通り議決せられました。

○副議長(三木治朗君) 次に民事調停
法案全部を問題に供します。本案に賛
成の諸君の起立を求めます。
〔起立者多数〕

○副議長(三木治朗君) 過半数と認め
ます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三本治朗君) 次に商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、商法の一部を改正する法律案、非訟事件手続法の一部を改正する法律案、有限会社法の一部を改正する法律案及び商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、以上五案全部を問題に供します。五案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕
○副議長(三本治朗君) 過半数と認めます。よつて五案は可決せられました。

○副議長(三本治朗君) この際、日程第九、保険業法の一部を改正する法律案、日程第十、船主相互保険組合法の一部を改正する法律案、(い)ずれも内閣提出、衆議院回付、以上の両案を一括として議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

保険業法の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。
よつて国会法第八十三條により回付する。

昭和二十六年五月二十七日
衆議院議長 林 謙治
参議院議長 佐藤尚武殿

第三十九條第一項中「第一回」を削り、同條第三項中「第二百三十九條第三項第四項、第二百四十條」を「第二百三十九條第三項第五項、第

二百四十條第二項に、「及第二百四十七條乃至第二百五十三條」を、第二百四十七條、第二百五十八條、第二百五十九條、第二百五十二條一及第二百五十三條に改める。
第四十二條中「第五十七條乃至」を「第五十七條、第五十八條」に、「第六十六條第二項」を「第六十六條第三項」に、「第九十九條」を「第九十五條」に改め、同條但書を削る。

第五十四條及び第五十五條を次のように改める。
第五十四條 商法第二百三十條ノ

二、第二百三十一條、第二百三十二條第一項第二項、第二百三十三條、第二百三十四條第一項、第二百三十五條、第二百三十八條、第二百三十九條第一項第三項乃至第五項、第二百四十條第二項、第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十六條乃至第二百五十八條、第二百五十條、第二百五十二條及第二百五十三條ノ規定ハ相互会社ノ社員總會ニ之ヲ準用ス但シ商法

第二百三十九條第一項中発行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ社員ノ過半数トシ同法第二百四十六條ニ於テ準用スル同法第二百四十五條第一項及同法第二百四十七條第一項中第三項第四項トアルハ之ヲ保險業法第三十九條第二項トス
第五十五條 削除
第五十七條から第六十二條までを次のように改める。

第五十七條 百分ノ三以上ノ社員ハ会社ニ對シ書面ヲ以テ取締役ノ責

任ヲ追及スル訴ノ提起ヲ請求スルコトヲ得
商法第二百六十七條第二項第三項及第二百六十八條乃至第二百六十八條ノ三ノ規定ハ前項ノ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ニ之ヲ準用ス
第五十九條 削除
第六十條 商法第二百五十四條第一項第三項、第二百五十四條ノ二乃至第二百五十六條、第二百五十七條第一項第三項第四項、第二百五十八條乃至第二百六十二條、第二百六十五條乃至第二百六十六條ノ三及第二百六十九條乃至第二百七十二條ノ規定ハ相互会社ノ取締役ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百五十七條第三項中六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トシ同法第二百九十九條第一項第一号中第二号ノ六十四條第二項トシ商法第二百六十六條第五項中発行済株式ノ總數ノ三分ノ二以上ノ多數トアルハ之ヲ社員總會ノ三分ノ二以上ノ多數トシ同法第二百七十二條中六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス
第六十一條 削除
第六十二條 第五十七條並ニ商法第二百五十四條第一項第三項、第二百五十六條第一項第三項第四項、第二百五十八條、第二百六十六條ノ三、第二百六十九條、第二百七十條及第二百七十九條ノ規定ハ相互会社ノ取締役ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百五十七條第三項中六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス

三條乃至第二百七十八條ノ規定ハ相互会社ノ監査役ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百五十七條第三項中六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス
第七十三條第一項中「第五五條」の下に「〇、第六十八條」を加える。
第七十七條を次のように改める。
第七十七條 第五十三條、第五十六條、第五十七條及第六十七條第二項並ニ商法第二百六十六條、第二百六十八條乃至第二百七十五條、第二百七十八條、第二百八十一條、第二百八十二條、第二百八十四條第二項、第二百八十七條、第二百八十九條、第二百九十四條第二項、第二百九十五條、第二百九十八條乃至第三百零一條ノ規定ハ相互会社ノ取締役ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百九十九條第一項第一号中第二号ノ六十四條第二項トシ商法第二百六十六條第五項中発行済株式ノ總數ノ三分ノ二以上ノ多數トアルハ之ヲ社員總會ノ三分ノ二以上ノ多數トシ同法第二百七十二條中六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス

三條乃至第二百七十八條ノ規定ハ相互会社ノ監査役ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百五十七條第三項中六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス
第七十三條第一項中「第五五條」の下に「〇、第六十八條」を加える。
第七十七條を次のように改める。
第七十七條 第五十三條、第五十六條、第五十七條及第六十七條第二項並ニ商法第二百六十六條、第二百六十八條乃至第二百七十五條、第二百七十八條、第二百八十一條、第二百八十二條、第二百八十四條第二項、第二百八十七條、第二百八十九條、第二百九十四條第二項、第二百九十五條、第二百九十八條乃至第三百零一條ノ規定ハ相互会社ノ取締役ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百九十九條第一項第一号中第二号ノ六十四條第二項トシ商法第二百六十六條第五項中発行済株式ノ總數ノ三分ノ二以上ノ多數トアルハ之ヲ社員總會ノ三分ノ二以上ノ多數トシ同法第二百七十二條中六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス

三條乃至第二百七十八條ノ規定ハ相互会社ノ監査役ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百五十七條第三項中六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス
第七十三條第一項中「第五五條」の下に「〇、第六十八條」を加える。
第七十七條を次のように改める。
第七十七條 第五十三條、第五十六條、第五十七條及第六十七條第二項並ニ商法第二百六十六條、第二百六十八條乃至第二百七十五條、第二百七十八條、第二百八十一條、第二百八十二條、第二百八十四條第二項、第二百八十七條、第二百八十九條、第二百九十四條第二項、第二百九十五條、第二百九十八條乃至第三百零一條ノ規定ハ相互会社ノ取締役ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百九十九條第一項第一号中第二号ノ六十四條第二項トシ商法第二百六十六條第五項中発行済株式ノ總數ノ三分ノ二以上ノ多數トアルハ之ヲ社員總會ノ三分ノ二以上ノ多數トシ同法第二百七十二條中六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス

ノ二以上ノ多數トアルハ之ヲ社員總會ノ三分ノ二以上ノ多數トシ同法第二百七十二條中六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス
附則
1 この法律は、商法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第六十七号)施行の日から施行する。但し、第一條の改正規定は、公布の日から施行する。
2 この附則(附則第五項を除く)において「新法」とは、この法律による改正後の保険業法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の保険業法をいい、附則第五項において「新保険業法」とは、この法律による改正後の保険業法をいい、「旧保険業法」とは、この法律による改正前の保険業法をいう。
3 新法は、特別の定めがある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。
4 新法にてい触する定款の定及び契約の條項は、この法律施行の日から、その効力を失ふ。
5 商法の一部を改正する法律施行法(昭和二十六年法律第 号)第三條(解散命令)の規定は、相互会社に対する解散命令に、同法第四條(訴の提起等)についての担保の規定は、相互会社に対する解散命令の請求並びに相互会社の発起人、取締役、監査役及び清算人に対する訴並びに相互会社の社員總會の決議の取消又は変更及び決議の無効確認の訴の提起について供すべき担保に、同法第五條(株式会社

ノ二以上ノ多數トアルハ之ヲ社員總會ノ三分ノ二以上ノ多數トシ同法第二百七十二條中六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス
附則
1 この法律は、商法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第六十七号)施行の日から施行する。但し、第一條の改正規定は、公布の日から施行する。
2 この附則(附則第五項を除く)において「新法」とは、この法律による改正後の保険業法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の保険業法をいい、附則第五項において「新保険業法」とは、この法律による改正後の保険業法をいい、「旧保険業法」とは、この法律による改正前の保険業法をいう。
3 新法は、特別の定めがある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。
4 新法にてい触する定款の定及び契約の條項は、この法律施行の日から、その効力を失ふ。
5 商法の一部を改正する法律施行法(昭和二十六年法律第 号)第三條(解散命令)の規定は、相互会社に対する解散命令に、同法第四條(訴の提起等)についての担保の規定は、相互会社に対する解散命令の請求並びに相互会社の発起人、取締役、監査役及び清算人に対する訴並びに相互会社の社員總會の決議の取消又は変更及び決議の無効確認の訴の提起について供すべき担保に、同法第五條(株式会社

ノ二以上ノ多數トアルハ之ヲ社員總會ノ三分ノ二以上ノ多數トシ同法第二百七十二條中六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス
附則
1 この法律は、商法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第六十七号)施行の日から施行する。但し、第一條の改正規定は、公布の日から施行する。
2 この附則(附則第五項を除く)において「新法」とは、この法律による改正後の保険業法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の保険業法をいい、附則第五項において「新保険業法」とは、この法律による改正後の保険業法をいい、「旧保険業法」とは、この法律による改正前の保険業法をいう。
3 新法は、特別の定めがある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。
4 新法にてい触する定款の定及び契約の條項は、この法律施行の日から、その効力を失ふ。
5 商法の一部を改正する法律施行法(昭和二十六年法律第 号)第三條(解散命令)の規定は、相互会社に対する解散命令に、同法第四條(訴の提起等)についての担保の規定は、相互会社に対する解散命令の請求並びに相互会社の発起人、取締役、監査役及び清算人に対する訴並びに相互会社の社員總會の決議の取消又は変更及び決議の無効確認の訴の提起について供すべき担保に、同法第五條(株式会社

ノ二以上ノ多數トアルハ之ヲ社員總會ノ三分ノ二以上ノ多數トシ同法第二百七十二條中六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス
附則
1 この法律は、商法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第六十七号)施行の日から施行する。但し、第一條の改正規定は、公布の日から施行する。
2 この附則(附則第五項を除く)において「新法」とは、この法律による改正後の保険業法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の保険業法をいい、附則第五項において「新保険業法」とは、この法律による改正後の保険業法をいい、「旧保険業法」とは、この法律による改正前の保険業法をいう。
3 新法は、特別の定めがある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。
4 新法にてい触する定款の定及び契約の條項は、この法律施行の日から、その効力を失ふ。
5 商法の一部を改正する法律施行法(昭和二十六年法律第 号)第三條(解散命令)の規定は、相互会社に対する解散命令に、同法第四條(訴の提起等)についての担保の規定は、相互会社に対する解散命令の請求並びに相互会社の発起人、取締役、監査役及び清算人に対する訴並びに相互会社の社員總會の決議の取消又は変更及び決議の無効確認の訴の提起について供すべき担保に、同法第五條(株式会社

の設立)及び第九條(設立に關する責任の免除及び追及)の規定は、相互会社の設立に、同法第七條(株式会社の登記)の規定は、相互会社の登記に、同法第十六條(少数株主の總會招集の請求)の規定は、相互会社の社員總會及び清算人に、同法第十五條(監査役による臨時總會の招集)、第十七條(決議取消の訴)の規定は、相互会社の社員總會に、同法第二十二條(取締役の行為の責任)及び第二十四條(旧法第二百七十二條の請求等)の規定は、相互会社の取締役、監査役及び清算人に、同法第二十三條(取締役に対する訴及び訴の提起を請求した株主の責任)の規定は、相互会社の取締役及び監査役に、同法第二十一條第一項及び第二項(代表取締役)並びに第三十五條(附屬明細書)の規定は、相互会社の取締役及び清算人に、同法第二十條(取締役の任期)及び第二十一條第三項(代表取締役)の規定は、相互会社の取締役に、同法第二十六條(一時取締役の職務を行うべき監査役)及び第二十七條(会社と取締役との間の訴についての会社代表)の規定は、相互会社の監査役及び清算人に、同法第二十五條(監査役の任期)及び第二十八條(監査役のした訴の提起等)の規定は、相互会社の監査役に準用する。この場合において、商法の一部を改正する法律施行法の準用規定中「新法」又は「旧法」とあるのは、本項において読み替へる場合を除く外、それぞれ「新保

險業法又は旧保險業法」と、同法第三條中「旧法第五十八條」とあるのは「旧保險業法第四十二條において準用する旧法第五十八條」と、同法第五條中「発起人が株式の總數を引き受け、又は株主の募集に着手した場合」とあるのは「基金の總額の引受があつた場合」と、同法第十五條中「旧法第二百三十五條第二項」とあるのは「旧保險業法第五十四條において準用する旧法第二百三十五條第二項」と、同法第十六條中「旧法第二百三十七條第一項」とあるのは「旧保險業法第五十三條第一項(旧保險業法第七十七條において準用する場合を含む。）」と、「新法第二百三十七條第一項」とあるのは「新保險業法第五十三條第一項(新保險業法第七十七條において準用する場合を含む。）」と、同法第二十條中「新法第二百六十四條第一項」とあるのは「旧保險業法第六十四條第一項」と、同法第二十一條中「新法第二百六十一條第二項」とあるのは「新保險業法第六十條又は第七十七條において準用する新法第二百六十一條第二項」と、同法第二十二條中「新法第二百六十八條第二項第八号」とあるのは「新保險業法第四十條第二項第四号」と、同法第二十三條中「旧法第二百六十七條第一項又は

第二百六十八條第一項」とあるのは「旧保險業法第五十七條第一項若しくは第五十八條第一項又は第六十一條第一項前段」と、同法第二十四條中「旧法第二百七十二條」とあるのは「旧保險業法第六十條、第六十二條又は第七十七條において準用する旧法第二百七十二條」と、同法第二十六條中「旧法第二百七十六條第一項但書、第二項及び第三項」とあるのは「旧保險業法第六十二條又は第七十七條において準用する旧法第二百七十六條第一項但書、第二項及び第三項」と、同法第二十七條中「旧法第二百七十七條」とあるのは「旧保險業法第六十二條又は第七十七條において準用する旧法第二百七十七條(旧保險業法第七十七條において準用する場合を含む。）」と、同法第三十五條中「新法第二百九十三條」とあるのは「新保險業法第六十七條又は第七十七條において準用する新法第二百九十三條の五第一項及び第三項」と読み替へるものとす。

6 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 この法律施行後の行為について旧法第八章の規定を適用する場合には、その規定中、「一万円」とあるのは「五十万円」とし、「五千円」とあるのは「三十万円」とし、「三千円」とあるのは「二十万円」とし、「千円」とあるのは「五万円」とする。

船主相互保險組合法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條により四付する。

昭和二十六年五月二十七日

参議院議長 林 謙治

衆議院議長 藤岡武敏

(小字及び一は衆議院修正)

第十五條第七項中「第二百二十九條第四項及び第二百四十條を、第二百三十九條第五項及び第二百四十七條第二項に、」及び「第二百四十七條から第二百五十三條まで(株主總會の決議の取消)を、」第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二條及び第二百五十三條(株主總會の決議の取消又は無効)に改める。

(商法の準用)

第三十四條 商法第二百二十九條第四項及び第五項並びに第二百四十四條第二項(特別利害關係人の議決權等)、第二百四十四條(株主總會の議事録)並びに第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二條及び第二百五十三條(株主總會の決議の取消又は無効)の規定は、總會に準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「船主相互保險組合法第三十二條第四項」と読み替へるものとす。

第四十八條第二項を次のように改める。

2 第三十條及び第三十五條の二から第三十八條第一項まで、商法第三十九條第二項(共同支配人に対する意思表示の効力)、第七十八條(代表社員の特權)、第二百四十四條第二項(議事録署名義務者)、第二百四十七條(決議取消の訴)、第二百五十四條第三項(会社と取締役との委任關係)、第二百五十四條ノ二(取締役の忠実義務)、第二百六十六條第一項、第二項及び第四項、第二百六十六條ノ二並びに第二百六十六條ノ三(取締役の責任等)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役の責任を追及する訴)、第二百六十九條(取締役の報酬)、第二百七十四條及び第二百七十五條(監査役の監査權限等)、第二百七十八條(監査役と取締役との連帶責任)、第二百八十二條から第二百八十四條まで(計算書類の作成等)並びに第二百九十三條ノ五から第二百九十三條ノ七まで(計算書類附屬明細書の備置、公示等)の規定は、清算人に準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「船主相互保險組合法第三十二條第四項」と、同法第二百六十六條第一項ノ一中「第二十九條第一項ノ一」とあるのは「船主相互保險組合法第四十二條の規定に違反する剰余金処分案」と、同法第二百六十六條第一項第四号中「前條ノ取引」とあるのは「船主相互保險組合法第二十七條第一項の契約」と、同法第二百

六十六條第二項中「前項ノ行為ヲ取締役会ノ決議ニ基キテ為サレタルトキハ其ノ決議」とあるのは「前項の行為」と、同法第二百六十七條中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員」と、同法第二百九十三條ノ六第一項中「発行済株式ノ總數ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「五分の一以上の組合員」と読み替へるものとする。

附則

1 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）施行の日から施行する。

2 この附則（附則第六項を除く。）において「新法」とは、この法律による改正後の船主相互保険組合法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の船主相互保険組合法をいい、附則第六項において「新組合法」とは、この法律による改正後の船主相互保険組合法をいい、「旧組合法」とは、この法律による改正前の船主相互保険組合法をいう。

3 新法は、特別の定がある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

4 新法にてい触する定款の定及び契約の條項は、この法律施行の日から、その効力を失う。

5 この法律施行前に、旧法第三十條第三項の規定による總會招集の請求があつた場合には、その總會招集については、この法律施行後も、なお従前の例による。

6 商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十六年法律第 号）第四條の提起等についての担保の規定は、船主相互保険組合（以下「組合」といふ。）の理事及び清算人に対する訴及び債権の總會の議決の取消又は変更及び決議の無効確認の訴の提起について供すべき担保に、同法第九條（設立に関する責任の免除及び追及）の規定は、組合の発起人に、同法第十七條第一項（總會の決議）及び第九條（決議取消の訴）の規定は、組合の總會に、同法第二十二條（取締役の行為の責任）及び第二十三條（取締役に対する訴及び訴の提起を請求した株主の責任）の規定は、組合の理事、監事及び清算人に、同法第二十七條（会社と取締役との間の訴についての会社代表）及び第三十五條（附屬明細書）の規定は、組合の理事及び清算人に、同法第二十八條（監査役のした訴の提起等）の規定は、組合の監事に適用する。この場合において、商法の一部を改正する法律施行法の適用規定中「新法」又は「旧法」とあるのは、本項において別に読み替へる場合を除く外、それぞれ「新組合法」又は「旧組合法」と、同法第十九條中「旧法第二百四十八條第一項」とあるのは「旧組合法第三十四條において適用する旧法第二百四十八條第一項」と、同法第二十三條中「旧法第二百六十七條第一項又は第二百六十八條第一項」とあるのは「旧組合法第二百七條第一項、第二百六十八條第一項、第二百六十九條第一項、第二百七十九條第一項又は旧組合法第四十八條において適用する旧法第二百六十七條第一

項若しくは第二百六十八條第一項」と、同法第二十七條中「旧法第二百七十七條」とあるのは「旧組合法第三十七條（旧組合法第四十八條第二項において適用する場合を含む。）」と、同法第三十五條中「新法第二百九十三條ノ五」とあるのは「新組合法第四十四條第一項又は第四十八條第二項において適用する新法第二百九十三條ノ五」と読み替へるものとする。

7 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○副議長（三木治朗君） これより両案の採決をいたします。両案の衆議院修正に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○副議長（三木治朗君） 過半数と認めます。よつて両案は衆議院の修正に同意することに決定いたしました。

○副議長（三木治朗君） 日程第十一、生活保護法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。厚生委員会理事小杉繁安君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

生活保護法の一部を改正する法律案の右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年五月二十五日
衆議院議長 林 謙治
参議院議長 佐藤尚武殿

生活保護法の一部を改正する法律案

生活保護法の一部を改正する法律案

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

日次中「雜則（第八十一條―第八十四條）」を「雜則（第八十一條―第八十六條）」に改める。

第十九條を次のように改める。

（実施機關）

第十九條 都道府県知事、市長及び社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」といふ。）を管理する町村長は、左に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、且つ、実施しなければならない。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

三 居住地が明らかである要保護者であつても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行ふものとする。

三 第三十條第一項但書の規定により被保護者が收容された場合においては、その收容の継続中、その者に対して保護を行ふべき者は、その者の收容前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

4 前三項の規定により保護を行ふべき者（以下「保護の実施機關」といふ。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5 保護の実施機關は、保護の決定及び実施に関する事務の一部を、政令の定めるところにより、他の保護の実施機關に委託して行うことを妨げない。

6 福祉事務所を設置しない町村の長（以下「町村長」といふ。）は、その町村の区域内において特に急迫した事由により放置することができない状況にある要保護者に対して、応急的処置として、必要な保護を行ふものとする。

7 町村長は、保護の実施機關又は福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」といふ。）が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、左に掲げる事項を行ふものとする。

一 要保護者を発見し、又は被保護者の生計その他の状況の変動を発見した場合において、すみやかに、保護の実施機關又は福祉事務所長にその旨を通報すること。

二 第二十四條第六項の規定により保護の開始又は変更の申請を受け取つた場合において、これを保護の実施機關に送付すること。

三 保護の実施機關又は福祉事務所長から求められた場合において、被保護者等に対して、保護金を交付すること。

四 保護の実施機關又は福祉事務所長から求められた場合において、要保護者に関する調査を行うこと。

第二十一條中「社会福祉主事の設

置に関する法律（昭和二十五年法律第百八十二号）を「社会福祉事業法」に改める。

第二十二條中「市町村長」を「保護の実施機関、福祉事務局長」に、「市町村長及び社会福祉主事」を「これらの者」に改める。

第二十四條第一項及び第四項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改め、同條に次の一項を加える。

6 保護の開始又は変更の申請は、町村長を経由してすることでもできる。町村長は、申請を受け取つたときは、五日以内に、その申請に、要保護者に対する扶養義務者の有無、資産状況その他保護に関する決定をすることについて参考となるべき事項を記載した書面を添えて、これを保護の実施機関に送付しなければならない。

第二十五條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改め、同條に次の一項を加える。

3 町村長は、要保護者が特に急迫した事由により放置することができない状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて第十九條第六項に規定する保護を行わなければならない。

第二十六條第一項、第二十七條第一項並びに第二十八條第一項及び第四項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第二十九條中「市町村長」を「保護の実施機関及び福祉事務局長」に改める。

第三十條第三項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第四十一條の見出し並びに同條第二項及び第五項中「公益法人」を「社会福祉法人」に、同條第一項中「民法第三十四條の規定により設立した法人（以下「公益法人」という。）を、「社会福祉法人」に改める。

第四十二條、第四十三條第二項及び第四十五條第二項中「公益法人」を「社会福祉法人」に改める。

第四十七條第一項及び第四十八條第四項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第六十一條中「市町村長」を「保護の実施機関又は福祉事務局長」に改める。

第六十二條第一項、第三項及び第四項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第六十三條中「市町村」を「都道府県又は市町村」に、「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第六十四條第一項及び第二項並びに第六十五條第一項及び第二項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第七十條から第七十三條までを次のように改める。

(市町村の支弁)
第七十條 市町村は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。
一 その長が第十九條第一項の規定により行つた保護（同條第五項の規定により委託を受けて行つた保護を含む。）に関する左に掲げる費用
イ 保護の実施に要する費用（以下「保護費」という。）
ロ 第三十條第一項但書、第三十三條第二項又は第三十六條第二項の規定により被保護者を保護施設に收容し、若しくは收容を委託し、又は保護施設を使用させ、若しくは保護施設にこれに伴い必要な保護施設設の事務費（以下「保護施設事務費」という。）
ハ 第三十條第一項但書の規定により被保護者を適当な施設に收容し、又はその收容を適当な施設若しくは私人の家庭に委託する場合に、これに伴い必要な事務費（以下「委託事務費」という。）
ニ その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、都道府県知事又は他の市町村長が第十九條第二項の規定により行つた保護（同條第五項の規定により委託を受けて行つた保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

(都道府県の支弁)
第七十一條 都道府県は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。
一 その長が第十九條第一項の規定により行つた保護（同條第五項の規定により委託を受けて行つた保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費
二 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、他の都道府県知事又は市町村長が第十九條第二項の規定により行つた保護（同條第五項の規定により委託を受けて行つた保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費
三 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者（その所管区域外に居住地を有する者を除く。）に対して、町村長が第十九條第六項の規定により行つた保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費
四 その設置する保護施設の設備に要する費用（以下「設備費」という。）
五 この法律の施行に伴い必要なその人件費
六 この法律の施行に伴い必要なその行政事務費

(都道府県、市及び市町村の支弁)
第七十二條 都道府県、市及び市町村は、政令の定めるところにより、その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内の保護施設、指定医療機関その他のこれらに準ずる施設で厚生大臣の指定するものにある被保護者につき他の都道府県又は市町村が支弁すべき保護費及び保護施設事務費を一時繰替支弁しなければならない。

2 都道府県、市及び市町村は、同條第二項の規定により行つた保護（同條第五項の規定により委託を受けて行つた保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

3 町村は、その長が第十九條第六項の規定により行つた保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

(都道府県の負担)
第七十三條 都道府県は、政令の定めるところにより、左に掲げる費用を負担しなければならない。
一 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の十分の一
二 宿所提供施設又は児童福祉法（昭和二十一年法律第六十四号）第三十八條に規定する母子寮にある被保護者（これらの施設を利用するに至る前からその施設に所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く。）につきこれらの施設に所在する市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の十分の一
三 市町村が支弁した保護施設の設備費の四分の一
第七十五條を次のように改める。

(国の負担及び補助)
第七十五條 国は、政令の定めるところにより、左に掲げる費用を負担しなければならない。
一 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の十分の一
二 市町村及び都道府県が支弁した保護施設の設備費の二分の一
国は、政令の定めるところにより、都道府県が前條第一項の規定により保護施設の設置者に対して補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

第七十六條第一項中「市町村長」を「保護の実施機関」に、同條第二項中「市町村長」を「都道府県又は市町村」に改める。
第七十七條第一項中「市町村」を「都道府県又は市町村」に、同條第二項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。
第七十八條中「市町村」を「都道府県又は市町村」に改める。
第八十條及び第八十一條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。
第八十二條を第八十四條とし、以下順次二條ずつ繰り下げ、第八十一條の次に次の二條を加える。
第八十二條 町村の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）は、同條第二項の規定により行つた保護（同條第五項の規定により委託を受けて行つた保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費を、その組合を福祉事務所に設置する町村とみなし、その組合の長を福祉事務所の管理する町村長とみなす。
（保護の実施機関が変更した場合の経過規定）
第八十三條 町村の福祉事務所の設置又は廃止により保護の実施機関に変更があつた場合においては、変更前の保護の実施機関がした保護の開始又は変更の申請の受理及び保護の実施機関がした申請の受理又は決定とみなす。但し、変更前に行われ、又は行われるべきであつた保護に関する費用の支弁及び負担については、変更があつたものとする。

附則
施行期日
1 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。但し、第四十一條から第四十三條まで及び第四

十五條の改正規定は、同年六月一日から施行する。

2 第八十三條の規定は、この法律の施行により保護の実施機関に変更があつた場合に準用する。

3 社会福祉事業法附則第七項の規定に基き置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

4 第四十一條の改正規定の施行の際に認可を受けて保護施設を設置する公益法人が、引き続きその保護施設を設置するときは、昭和二十七年五月三十一日までは、その保護施設は、この法律による改正後の第四十一條に基いて認可された保護施設とみなす。

【小杉安君登壇、拍手】

○小杉安君 只今上程されました生活保護法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。去る三月に制定されました社会福祉事業法の中に、福祉に関する事務所の制度が設けられ、社会福祉行政の第一線機関として活動することに相成りましたので、これに対応して所要の改正をいたさうとするのがこの法案の提案理由でございます。

次にこの改正法案の要点を申し上げます。第一は保護の実施機関についてであります。現在市町村長が保護の実施機関とされておりますが、福祉に関する事務所の設置に伴ひまして、これを福祉事務所を管理するところの都道府県知事及び市町村長としようとするものであります。第二は福祉事務所を設置しない町村の長の協力義務に関する事項であります。これらの町村長は保護の実施機関ではなくなるわけでありまして、緊急の場合には実施機関に代つて保護を行い、且つ又一定範囲の事項について実施機関に協力せしめようとするものであります。第

三は費用の支弁に關する事項であります。現在保護費等の支弁は市町村が行うものとされておりますが、これを保護を行う都道府県又は市町村が行うものとしようとするものであります。第四は費用の負担に關する事項であります。その一は、現在保護費等については市町村及び都道府県がそれぞれ、一割ずつを負担してゐるのであります。これを保護費を支弁した都道府県又は市町村がそれぞれ、二割を負担し、八割を国が負担することとしようとするものであります。その二は、現在居住一年未満の被保護者に対しては、都道府県がその保護費等の二割を負担することとなつてゐますが、このような居住期間による負担率の差別扱いを撤廃し、一律とするものであります。第五は保護施設に關する事項であります。現在保護施設は、都道府県、市町村以外に公益法人が設置し得るものとなつてゐますが、社会福祉事業法によつて社会福祉法人なる特別法人が作られることになりましたので、この公益法人の代りに社会福祉法人が施設を設置し得ることとしようとするものであります。

以上がこの改正法案の骨子であります。厚生委員会におきましては、政府当局から詳細に亘り説明を聴取し、政府当局との間に懸念なる質疑応答が交わされたのであります。その詳細は遠記録により御了承願ひます。かくて討論省路の上、採決いたしました結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

【拍手】

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。(起立者多数)

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

【千葉信君発言の許可を求む】

○千葉信君 私はこの際、一般職の職員に對する地域給に關する緊急質問をすることを動議を提出いたします。

○上原正吉君 只今の千葉信君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 千葉君の動議に御異議ございませんか。

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。千葉信君。

【千葉信君登壇、拍手】

○千葉信君 政府委員どうした「官房長官どうした」と呼ぶ者あり。

○千葉信君 私は、国家公務員の勤務地手当の問題に關し、先に政府側より提出を明言されておりました支給地域区分の法案が会期終末を目前にした今日未だ国会に提出されてないために、全国各地の公務員諸君の士氣を阻喪し、その間に政府に對する強い不信の念を招来しつつある現状に鑑み、この際、政府の責任ある答弁を求め、ために、緊急質問を行わんとするものであります。

戦後の激しい経済的変動、諸物価の高騰により、諸般の制度も又これに應じて大幅の改訂を加えられつつある今日、ひとり公務員の地域給に關しては昭和二十三年以来一度の改正も行われ、ことごとく、「勤務地手当の割合及び地域区分は前例による」という一片の法規により、その間の物価の地域的変動、地域的特殊事情の変化、近くは朝鮮動乱の影響等にもかかわらず、実に二年有半に亘つて釘付けに

せられたまま現在に至つております。この間、広く公務員諸君の不満を買ひに至つてゐることは天下周知の事實であります。あまたさへ昨年の給與法改正に當つては、この地域給に對しては、ただ単なる予算上の考慮から、一律に五分減額という大よそ合理性を無視した強行措置が行われ、而も人事院勧告が出されるまでの暫定措置という名目であつたこの強行措置が、一月、二月以来、もはや六月の戸を聞く現在に至るまで放置されてゐるといふ、およそ給與政策に一片の関心を有する者ならば誰しも不誠意極まる措置であるとして追及せざるを得ないやうな方とられてゐるのであります。この人事院勧告すら、現在の給與に關する人事院の勧告すら容れられずに、低い賃金ベースに加えて、かかる異例の強行措置に苦しむ公務員の唯一のつつましやかな期待は、これは飽くまでも暫定的な方法であり、地域区分に關し人事院勧告が提出されたらそれに基づいて直ちに決定するという政府の責任者である官房長官の答弁にかけられていたものであります。一方、昨年八月給與ベース改訂の勧告に當り、地域給の支給区分については最も信頼し得る資料に基いて合理的なものに改めるものを発表した人事院は、一日も早く、一刻も早く、その改訂を期待する公務員の窮乏を知つてか知らずか、その調査に慎重を期せられ過ぎて、勧告は遅延に遅延を重ねて、第九国会も過ぎ、第十国会も終末に近い去る五月十七日漸く提出せられるに至つたのであります。

この勧告の内容の是非に關しましては別の機会に譲ることといたしまして、ここに奇怪なことは、先に第九臨時国会における参議院人事委員会の席上において、「地域給の地域区分の決定は今すぐやるのが一番いい」と思ふが、まだ

人事院の勧告が出されていない。我々のほうも人事院ほどのスタッフを持つておるわけではないので、地域区分は人事院の勧告に従うのが一番いいだろうと思ふので、それを待つてゐる。……暫定的に現行の方法をとつたわけであつて、勧告さえ出ればそれに基づいて至急にやりたいと考えてゐる。……人事院に答へ、又五月十一日の本会議に於ける私の緊急質問に答へて、一地域給の問題に關し、政府としては、人事院から勧告がありましたならば、これを審査し、できるだけ早い機会に、間に合えば本国会に法律案の提出をいたしたい旨を答弁せられたか、一律に五分減額を強行する措置も、数年に亘る地域区分の釘付けもただごとをえに人事院勧告の提出されないことを理由としておられた政府が、一旦人事院より勧告が提出せられ、会期は残るところ幾ばくもない今日に至るまで、法律案提出の措置をおとりになつていない事實、これに對しては誠に我々の了解に苦しむところでありませぬ。

すでに地域区分の問題が人事院においても取上げられました。一昨年来、遅延に遅延を重ねた勧告にしばしば切られて、国会に對しても、又政府に對しても、つつましい要求を擧げて、各地方の貴重な財源を割いて多大の努力と多大の費用をかけた調査資料を携へて、はる／＼全国各地より上京して陳情し、その合理的な改訂のために懸命の努力を行なつておる公務員諸君の實情は、今更ここに云々するまでもなく、議員諸君が身を以て体験せられておるところであります。然るに今又、人事院よりの勧告が提出されたにもかかわらず、会期もぎり／＼に迫つて、なお政府より法律案の提出も見ない現状は、噂に噂を生み、地方在住公務員諸君の間に失望と不満とが轟動として

一〇六五

生じていることを訴えておられるのであります。

御承知のように、この地域給の問題は最近に至つて忽然として生じた問題ではありません。人事院は、すでに一昨年当初よりその調査に着手しており、その合理的な解決の促進は公務員諸君の強い要望として現われていたことは言ふまでもなく、国会においても常に取上げられていたところでありまして、人事院の報告が提出された際の政府の措置に關し、すでに官房長官より責任のある答弁があり、その早急なる実現を確約せられたのであります。あれほどの確約を行い、これほどの余裕期間を興えられながら、かかる羽目に立ち至らしめた政府の怠慢に對しては、私は追及すべき言葉すら知らないものであります。若し政府にして怠慢にあらずとして強弁する勇氣を有するならば、果して現在に至るまで如何なる努力を行い、如何なる措置をとつて來られたか、改めて御答弁を願ひたい。而してあれほど明確な答弁を行なつた官房長官としては、恐らく現在の不合理極まる暫定措置をそのまま施行されることは万々あるまいとは思ふけれども、然らば果してこの合理的な解決に關し如何なる見通しを持ち如何なる措置をおとりになる考えであるか。責任のある御答弁を頂きたいのであります。会期終末を目前に控えた今日、公務員の不安と焦燥は日ごと高まりつつある現状に鑑み、重ねて政府当局の誠意ある明確な御答弁を期待して、私の緊急質問を終る次第であります。(拍手)

〔政府委員岡崎勝男君登壇、拍手〕
○政府委員(岡崎勝男君) 千葉さんの御質問にお答えをいたします。人事院の報告が出ましたので、政府は、これをそのまま取入れて法律案の

形にいたしましたして、所定の手続を経るために關係方面に折衝をいたしておつたのであります。ところが予想に反しまして、話が手間取りまして、どうも思ふような進展を見ないのであります。そこで、もう当初予定いたしました六月一日という日も非常に迫つて來て、なかなか困難な状況でありますので、改めて試案をいたしまして、期日の点を除きまして、法律案、勧告だけの法律を先ず通して、期日は政令に譲るといふことで行きたいと考えまして、更に非公式にそういう話もいたしておるのであります。一般公務員のほうは別といたしまして、この独立採算制といひますか、国鉄とか専売とかの方面は、給與予算の全般に制限があるものでありますから、法制上もなかなかに難かしい関係もあつて、誠に残念であります。いまだに關係方面の了解が付きかねておるのであります。重大な政府の責任とありませんか。と呼ぶ者ありし政府としては、できるだけ勧告そのものを表現いたしたいと思ひまして、殆んど連日に亘つて關係方面と話し合ひを続けて來たのであります。今、このところ解決の見込みがないような状態でありまして、御了承を願ひたい。こう考へております。(責任をどうおとりになりますかと呼ぶ者あり、拍手)

○副議長(三木治朗君) 本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。
本日はこれにて散會いたします。
午後零時一分散會

- 形にいたしましたして、所定の手続を経るために關係方面に折衝をいたしておつたのであります。ところが予想に反しまして、話が手間取りまして、どうも思ふような進展を見ないのであります。そこで、もう当初予定いたしました六月一日という日も非常に迫つて來て、なかなか困難な状況でありますので、改めて試案をいたしまして、期日の点を除きまして、法律案、勧告だけの法律を先ず通して、期日は政令に譲るといふことで行きたいと考えまして、更に非公式にそういう話もいたしておるのであります。一般公務員のほうは別といたしまして、この独立採算制といひますか、国鉄とか専売とかの方面は、給與予算の全般に制限があるものでありますから、法制上もなかなかに難かしい関係もあつて、誠に残念であります。いまだに關係方面の了解が付きかねておるのであります。重大な政府の責任とありませんか。と呼ぶ者ありし政府としては、できるだけ勧告そのものを表現いたしたいと思ひまして、殆んど連日に亘つて關係方面と話し合ひを続けて來たのであります。今、このところ解決の見込みがないような状態でありまして、御了承を願ひたい。こう考へております。(責任をどうおとりになりますかと呼ぶ者あり、拍手)
- 一、兩院協議會協議委員の選挙
一、電波監理委員會委員の任命に關する件
一、日本放送協會經營委員會委員の任命に關する件
一、日程第一 退職金並びに退職積立金に對する課税減免に關する決議案
一、日程第二 弁護士法の一部を改正する法律案
一、日程第三 民事調停法案
一、日程第四 商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
一、日程第五 商法の一部を改正する法律案
一、日程第六 非訟事件手続法の一部を改正する法律案
一、日程第七 有限会社法の一部を改正する法律案
一、日程第八 商法の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整理等に關する法律案
一、日程第九 保險業法の一部を改正する法律案
一、日程第十 船主相互保險組合法の一部を改正する法律案
一、日程第十一 生活保護法の一部を改正する法律案
一、一般職の職員に對する地域給に關する緊急質問
- 出席者は左の通り。
- | | |
|-----|---------------|
| 議長 | 佐藤 尚武君 |
| 副議長 | 三木 治朗君 |
| 議員 | 村上 善二君 宮城タマヨ君 |
| | 浦口 二郎君 前田 穰君 |
| | 藤野 繁雄君 中山 福藏君 |
| | 野田 俊作君 西山 天香君 |
| | 徳川 宗敬君 常岡 一郎君 |
| | 伊達源一郎君 高橋 道男君 |
| | 鈴木 直人君 杉山 昌作君 |

- | | |
|---------|---------|
| 新谷寅三郎君 | 島村 軍次君 |
| 西郷吉之助君 | 高良 とみ君 |
| 小林 政夫君 | 片柳 眞吉君 |
| 柏木 康治君 | 加藤 正人君 |
| 加賀 操君 | 奥 むねお君 |
| 尾崎 行雄君 | 小野 哲君 |
| 梅原 眞隆君 | 長島 銀藏君 |
| 木村 守江君 | 高橋進太郎君 |
| 仁田 竹一君 | 宮田 重文君 |
| 上原 正吉君 | 草葉 隆圓君 |
| 石川 榮一君 | 加納 金助君 |
| 城 義臣君 | 植竹 春彦君 |
| 岡崎 眞一君 | 西川甚五郎君 |
| 岡崎 安孝君 | 黒田 英雄君 |
| 石坂 豊一君 | 中川 幸平君 |
| 一松 政二君 | 工藤 鐵男君 |
| 小杉 繁安君 | 中川 以良君 |
| 井上なつる君 | 赤木 正雄君 |
| 廣瀬與兵衛君 | 野田 卯一君 |
| 重宗 雄三君 | 大野木秀次郎君 |
| 加藤 武徳君 | 古池 信三君 |
| 安井 謙君 | 愛知 稔一君 |
| 滝井治三郎君 | 三好 始君 |
| 池田宇右衛門君 | 入交 太藏君 |
| 島津 忠彦君 | 石原幹市郎君 |
| 紅澤 みつ君 | 深川タマエ君 |
| 木内キヤウ君 | 鈴木 恭一君 |
| 大島 定吉君 | 川村 松助君 |
| 有馬 英二君 | 油井賢太郎君 |
| 山田 佐一君 | 西山 龜七君 |
| 堀 末治君 | 團 伊能君 |
| 櫻内 義雄君 | 西山 隆男君 |
| 大屋 晋三君 | 泉山 三六君 |
| 平岡 市三君 | 左藤 義詮君 |
| 小林 英三君 | 栗栖 越夫君 |
| 櫻内 辰郎君 | 栗丸 義賢君 |
| 村尾 重雄君 | 金子 洋文君 |
| 門田 定藏君 | 清澤 俊英君 |
| カニエ邦彦君 | 藤原 道子君 |
| 島 清君 | 若木 勝藏君 |
| 永井純一郎君 | 三橋入次郎君 |
| 原 虎一君 | 高田なほ子君 |

- | | |
|---------|---------|
| 片岡 文重君 | 荒木正三郎君 |
| 菊川 孝夫君 | 赤松 常子君 |
| 深川左五郎君 | 菊田 七平君 |
| 山田 節男君 | 三輪 貞治君 |
| 成瀬 健治君 | 田中 一君 |
| 大隈 信幸君 | 前之園喜一郎君 |
| 岩木 哲夫君 | 岩男 仁藏君 |
| 吉田 法晴君 | 駒井 藤平君 |
| 小川 久義君 | 境野 清雄君 |
| 江田平太郎君 | 羽生 三七君 |
| 江田 三郎君 | 大野 幸一君 |
| 曾添 益君 | 中村 正雄君 |
| 細川 嘉六君 | 須藤 五郎君 |
| 千葉 信君 | 水橋 藤作君 |
| 鈴木 清一君 | 梅津 錦一君 |
| 岡村文四郎君 | 森 八三三君 |
| 小林 亦治君 | 岩崎正三郎君 |
| 相馬 助治君 | 千田 正君 |
| 三浦 辰雄君 | 松浦 定義君 |
| 榊 繁夫君 | 岡田 宗司君 |
| 堀木 謙三君 | 松原 一彦君 |
| 内村 清次君 | 小酒井義男君 |
| 池田七郎兵衛君 | 山下 義信君 |
| 佐々木良作君 | 矢嶋 三義君 |
| 河崎 ナツ君 | 榎橋 小虎君 |
| 河崎 ナツ君 | 森崎 隆君 |
| 國務大臣 | 大橋 武夫君 |
| 法務總裁 | 岡崎 勝男君 |
| 内閣官房長官 | 佐藤 達夫君 |
| 法制意見長官 | 野木 新一君 |
| 見第四局長 | 影山 勇君 |
| 法制意見參事官 | 西山甚五郎君 |
| 大藏政務次官 | 平澤 長吉君 |
| 厚生政務次官 | 木村忠二郎君 |
| 厚生省社会局長 | |

定価 一部 六円五十銭
送料 実費
東京都新宿区市谷本村町
電話 九段五三二官報課
振替東京一九〇〇〇官報課